

## 第2編 災害予防対策

津波による被害を最小限にとどめるためには、日常における教育・訓練の実施、施設の耐浪性確保及び県民の生活確保等に係る対策の実施が重要である。

本編においては、これらの災害予防活動及び対策について定める。

### 第1章 津波災害予防対策の基本的考え方 【防災危機管理課】

#### 2-1-1 想定される地震の適切な設定と対策の基本的考え方

県は、津波災害対策の検討に当たり、科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの津波を想定し、その想定結果に基づき対策を推進する。

##### 1 総合的な津波災害対策のための基本的な考え方

津波災害対策の検討に当たっては、以下の二つのレベルの津波を想定することを基本とする。

- (1) 発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波
- (2) 最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波

最大クラスの津波に対しては、住民等の生命を守ることを最優先として、住民等の避難を軸に、そのための住民の防災意識の向上及び海岸保全施設等の整備、浸水を防止する機能を有する交通インフラ等の活用、土地のかさ上げ、指定緊急避難場所・津波避難ビル等や避難路・避難階段の整備・確保等の警戒避難体制の整備、津波浸水想定を踏まえた土地利用・建築制限等ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせて総動員する「多重防御」による地域づくりを推進するとともに、臨海部の産業・物流機能への被害軽減など、地域の状況に応じた総合的な対策を講じる。

比較的発生頻度の高い一定程度の津波に対しては、人命保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、海岸保全施設等の整備を進める。

また、津波に関する防災教育、訓練、津波からの避難の確保等を効果的に実施するため、津波対策にデジタル技術を活用するよう努めるものとする。

##### 2 過去に遡った津波の想定

県は、津波の想定に当たっては、できるだけ過去に遡って津波の発生等をより正確に調査し、古文書等の史料の分析、津波堆積物調査、海岸地形等の調査などの科学的知見に基づく調査を行う。

##### 3 津波想定に係る留意点

県は、被害の全体像の明確化及び広域的な防災対策の立案の基礎とするため、具体的な被害を算定する被害想定を行う。その際、今後の防災対策の推進による被害軽減効果をできるだけ定量的に示すことができるよう検討するとともに、地域性の考慮、複数の被害シナリオの検討等に留意する。

また、自然現象は大きな不確定要素を伴うことから、想定やシナリオには一定の限界があることに留意する。

とりわけ、津波災害は、波源域の場所や地形の条件などによって、発生する津波高、範囲等に大きな相違が生じる地域差の大きな災害であることを念頭に置く必要がある。

また、地震を原因とする津波だけでなく、火山の噴火、大規模な地すべり等によって生じる津波もありうることに留意する。

## 第2章 防災思想・知識の普及

【防災危機管理課、消防防災安全課、私学文書課、保健福祉課、産業政策課、建築住宅課、社会教育課、保健体育課】

自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり、県民はその自覚を持ち、食料・飲料水等の備蓄など、平常時より、災害に対する備えを心がけるとともに、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）には自らの判断で自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。また、災害時には、近隣の負傷者、避難行動要支援者を助ける、避難場所や避難所で自ら活動する、あるいは、国、公共機関、地方公共団体等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めることが求められる。このため、県、市町及び関係機関は、県民等に対し、自主防災思想の普及、徹底を図る。

また、津波による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、県、市町及び関係機関は、津波警報等や避難指示の意味と内容の説明など、津波及び防災に関する知識の普及・啓発活動を住民等に対して行う。また、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信する

防災条例第 23 条及び第 35 条

### 2-2-1 県の活動

津波防災対策の円滑な実施を確保するため、県職員の教育を行うとともに、学校教育、社会教育等を通じて、県民を対象に啓発活動を行う。

#### 1 県職員に対する教育

県職員としての確かつ円滑な津波防災対策を推進するとともに、地域における防災活動に率先して参加させるため、次の事項について、研修会や専門家の知見の活用等を通じ教育を行う。

防災条例第 35 条

- (1) 津波に関する基礎知識
- (2) 県地域防災計画（津波災害対策編）と津波防災対策に関する知識
- (3) 津波警報等を覚知したときの具体的にとるべき行動に関する知識
- (4) 津波が発生した場合に、具体的にとるべき行動に関する知識
- (5) 南海トラフ地震臨時情報及び南海トラフ地震関連解説情報（以下「南海トラフ地震臨時情報等」という。）の内容、これに基づきとられる措置の内容及び発表された場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- (6) 職員として果たすべき役割（職員の動員体制と任務分担）
- (7) 家庭及び地域における津波防災対策
- (8) 家庭の津波対策と自主防災組織の育成強化対策の支援
- (9) 津波対策の課題その他必要な事項

なお、上記 (3)、(4)、(5) 及び (6) については、毎年度、各部局等において、所属職員に対し、十分に周知する。

また、各部局等は、所管事項に関する津波防災対策について、それぞれが定めるところにより所属職員の教育を行う。

さらに、専門的知識を有する防災担当職員の育成に努める。

#### 2 教職員及び児童生徒等に対する教育

県教育委員会は、市町教育委員会及び県立学校長に対し、県職員に準じて教職員への教育を行うよう指導するとともに、学校における体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育の実施及び防災教育のための指導時間の確保、防災に関する教材の充実や消防団員等が参画した体験

的・実践的な防災教育の推進を図るなど、防災に関する教育の充実に努め、児童生徒等が津波に関する基礎的・基本的な事項を理解し、思考力・判断力を高め、自ら危険を予測し、「主体的に行動する態度」を育成するよう安全教育等の徹底を指導する。また、学校において、外部の専門家や保護者等と協力しながら、学校安全に関する手引き（文部科学省作成ほか）等をもとに、学校安全計画及び災害に関する必要な事項（防災組織・分担等）を定めたマニュアルを策定する。

また、県は、私立学校に対し、これに準じた教育を行うよう働きかけるとともに、情報提供等に努める。

- (1) 関連する教科、特別活動等において、児童生徒等の発達の段階を考慮しながら教育活動全体を通じて、津波に関する基礎的知識を修得させるとともに、津波発生時や南海トラフ地震臨時情報等発表時の対策（避難場所・避難経路・避難方法の確認等）の周知徹底を図る。
- (2) 住んでいる地域の特徴や過去の津波の教訓等について継続的な防災教育に努める。
- (3) 中学校、高等学校、中等教育学校の生徒を対象に、応急手当の実習を行うとともに、地域の防災活動や災害時のボランティア活動の大切さについて理解を深めさせる。  
高等学校段階の生徒には、地域の防災活動や災害時のボランティア活動にも参加できるような態度を育てる。
- (4) 学校教育はもとより様々な場での総合的な教育プログラムを教育の専門家や現場の実務者等の参画の下で開発するなどして、津波災害と防災に関する理解向上に努める。

### 3 県民に対する防災知識の普及

県は、津波発生時に県民が的確な判断に基づき行動できるよう、市町及び大学等地域学術機関等と連携した防災講座の開催などにより、津波及び防災に関する知識の普及・啓発を図る。

その際には、要配慮者への対応や被災時の男女のニーズの違い等にも留意する。

- (1) 一般啓発
  - ア 啓発の内容
    - (ア) 津波に関する基礎知識
      - ・地震による揺れを感じにくい場合でも、大津波警報を見聞きしたら速やかに避難すること、標高の低い場所や沿岸部にいる場合など、自らの置かれた状況によっては、津波警報でも避難する必要があること、海岸保全施設等よりも海側にいる人は、津波注意報でも避難する必要があること
      - ・津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること
      - ・第一波よりも、第二波、第三波等の後続波の方が大きくなる可能性、数時間から場合によっては一日以上にわたり津波が継続する可能性があること
      - ・強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せ、いわゆる津波地震や遠地津波の発生の可能性 など
    - (イ) 津波警報等に関する知識
    - (ウ) 津波が発生した場合に、具体的に取るべき行動に関する知識
      - ・沿岸部はどこでも津波が襲来する可能性があり、強い地震（震度4程度）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難すること

防災条例第9条第1項、第23条  
第2項及び第49条

- ・避難に当たっては徒歩によることを原則とすること
- ・自ら率先して避難行動を取ることが他の地域住民の避難を促すこと など
- (エ) 南海トラフ地震臨時情報等の内容、これに基づきとられる措置の内容及び発表された場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- (オ) 防災関係機関等が講じる津波防災対策等に関する知識
- (カ) 地域及び事業所等における自主防災活動の基礎知識
- (キ) 津波浸水予測範囲に関する知識
- (ク) 津波想定の不確実性
  - ・地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること
  - ・特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること
  - ・避難場所の孤立や避難場所自体の被災も有り得ること
  - ・津波想定の数値等の正確な意味の理解の促進を図る など
- (ケ) 避難場所、避難所、避難路、その他避難対策に関する知識
- (コ) 非常持出品の準備、家具・ブロック塀等の転倒防止対策、自動車へのこまめな満タン給油等、家庭における防災対策に関する知識
- (サ) 応急手当等看護に関する知識
- (シ) 避難生活に関する知識
- (ス) 要配慮者や男女のニーズの違い等に関する知識
- (セ) コミュニティ活動及び自主防災組織の活動に関する知識
- (ソ) 早期自主避難の重要性に関する知識
- (タ) 防災士の活動等に関する知識

#### イ 啓発の方法

- (ア) テレビ、ラジオ及び新聞の活用
- (イ) 広報誌、パンフレット、ポスター等の利用
- (ウ) 映画、資料映像等の利用
- (エ) 講演会、講習会の実施
- (オ) 防災訓練の実施
- (カ) インターネット（ホームページ）の活用
- (キ) 各種ハザードマップ利用
- (ク) 視覚的周知
  - ・過去の災害時や今後予想される津波による浸水域や浸水高、指定緊急避難場所・津波避難ビル等や避難路・避難階段の位置などをまちの至る所に示すことや、蓄光石やライトを活用して夜間でも分かりやすく誘導できるように表示するなど、住民が日常の生活の中で、常に津波災害の危険性を認知し、円滑な避難ができるような取組を行う。なお、浸水高等の「高さ」をまちの中に示す場合には、過去の津波災害時の実績水位を示すのか、あるいは予測値を示すのか、数値が海拔なのか、浸水高なのかなどについて、住民等に分かりやすく示すよう留意する。

#### (2) 社会教育を通じた啓発

県及び県教育委員会は、PTA、青少年団体等を対象とした各種研修会、集会等を通じて津波防災に関する知識の普及・啓発を図り、各団体の構成員がそれぞれの立場から地域の津波防災に寄与する意識を高める。

#### ア 啓発の内容

県民に対する一般啓発に準ずるほか、各団体の性格等に合わせ

た内容とする。

イ 啓発の方法

各種講座・学級、集会、大会、学習会、研修会等において実施する。

(3) 各種団体を通じた啓発

県は、各種団体に対し、研修会、講演会、資料映像等の貸出し等を通じて津波防災知識の普及に努め、各団体の構成員である民間事業所等の組織内部における防災知識の普及を促進させる。

(4) 自動車運転者に対する啓発

県公安委員会は、運転免許更新時の講習及び自動車教習所における教習等の機会を通じ、津波発生時において自動車運転者が措置すべき事項について徹底を図る。

(5) 防災上重要な施設管理者に対する教育

危険物を取り扱う施設や百貨店、劇場など不特定多数の者が出入りする施設の管理者等に対し、津波警報等の活用や、津波発生時における施設管理者のとるべき措置について知識の普及に努める。

(6) 「えひめ防災の日」及び「えひめ防災週間」における啓発

県は、「えひめ防災の日（12月21日）」を含む「えひめ防災週間（12月17日～12月23日までの一週間）」においては、その趣旨にふさわしい事業の実施に努める。

(7) 相談コーナーの設置

県は、それぞれの機関において所管する事項について、県民の津波防災対策に関する相談に積極的に応じる。

なお、総括的な事項及び建築に関する事項の相談コーナーを次のとおり設置する。

ア 総括的な事項

県民環境部防災局防災危機管理課、地方局地域産業振興部総務県民課及び支局総務県民室

イ 建築に関する事項

土木部道路都市局建築住宅課、地方局建設部建築指導課

(8) 津波浸水想定の設定

県は、津波によって浸水が予想される地域について事前に把握し、津波浸水想定を設定する。

## 2-2-2 市町の活動

防災条例第23条第1項、第24条第1項及び第2項

市町は、職員が的確かつ円滑な津波防災対策を推進するとともに、地域における防災活動に率先して参加させるための教育を行う。

また、住民に対し、自らの生命、身体及び財産を守り、併せて地域の津波被害を最小限にとどめるため、地域の津波浸水予測範囲や避難路、指定避難所等を記載した津波ハザードマップを作成し、全住民に配布するなどにより、住民自らが地域の危険箇所を自覚し、早期に円滑な避難行動がとれるよう必要な防災知識の普及・啓発を図る。

避難指示が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所等へ避難すること等について周知徹底に努める。

なお、啓発内容及び方法については、概ね県の例に準じ、地域の実情に合わせたものとする。

## 2-2-3 関係機関の活動

防災条例第23条

- (1) 指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関は、各所属職員に対し、所掌する事務又は業務に関する津波防災対策について教育を

行うとともに、利用者等が実施すべき事項等について普及・啓発を行う。

- (2) 日本電信電話株式会社等の電気通信事業者は、災害時に提供する伝言サービスの仕組みや利用方法等の周知に努めるとともに、災害時における通信量の増加を抑制するため、災害時の不要不急な通信は控えるよう周知に努める。

## 2-2-4 普及の際の留意点

- (1) 津波ハザードマップの活用

ハザードマップについては、住民の避難行動等に活用されることが重要であることから、配布するだけにとどまらず、認知度を高めていく工夫が必要である。また、ハザードマップが安心材料となり、住民の避難行動の妨げにならないような工夫も併せて必要である。

ハザードマップ等の配布に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとることへの理解促進に努める。

広域避難が必要な地域においては、その実効性を確保するため、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方を周知する。

- (2) 津波防災意識の向上のための防災教育

どのような状況であっても一目散に高台等へ避難する意識を基本とした防災教育や避難訓練を実施する必要がある。

- (3) 災害教訓の伝承

県及び市町は、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努める。また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

住民は、自ら災害教訓の伝承に努めるものとする。県及び市町は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援する。

- (4) 防災地理情報の整備等

県及び市町は、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、専門家の知見も活用しながら、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するものとする。

- (5) 防災と福祉の連携等

県及び市町は、防災担当部局と福祉担当部局等が連携し、高齢者や障がい者等の要配慮者に対し、適切な避難行動等に関する理解の促進を図る。

また、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図る。

### 第3章 県民の津波防災対策 【防災危機管理課】

津波による被害を軽減するためには、県民一人ひとりが、津波や防災に関する正しい知識を持ち、家庭、地域、職場等で自ら防災対策を実践するとともに、地域における自主防災組織等の防災活動に積極的に参加することが重要である。

このため、県及び市町は、防災意識の啓発及び防災情報の提供等に努める。

防災条例第4条、第7条及び第8条

#### 2-3-1 県民の果たすべき役割

防災条例第9条から第12条まで

県民は、津波災害から自らを守る「自助」とともにお互いに助け合う「共助」という意識と行動のもとに、平常時及び津波発生時において、概ね次のような防災対策を実践する。

- (1) 津波防災に関する知識の習得に努める。
- (2) 津波警報等を覚知したときの具体的に取るべき行動に関する知識の習得に努める。
- (3) 南海トラフ地震臨時情報等の内容、これに基づきとられる措置の内容及び発表された場合に具体的に取るべき行動に関する知識の習得に努める。
- (4) 地域の危険箇所や避難場所、避難所、避難経路、避難方法及び、家族等との連絡方法を確認する。
- (5) 分散避難の観点から、安全な親戚や友人の家など、様々な避難先の検討を事前に行っておく。
- (6) 地域の防災マップの作成や、防災に関する行事にも積極的に参画し、住民の意見を反映させるとともに、津波浸水予測範囲の把握等に努める。
- (7) 負傷の防止や避難路の確保の観点から、家具・ブロック塀等の転倒防止対策等家庭での予防・安全対策に努める。
- (8) 飲料水、食料、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトーパー、日用品や医薬品等生活必需品を備蓄するとともに、避難の際に必要な物資を持ち出すことができるように準備をしておく。(飲料水、食料については最低7日分、うち3日分は非常用持出し。) また、自動車へのこまめな満タン給油や、動物飼養者にあっては飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養について準備をしておく。
- (9) ラジオ等の情報収集の手段を確保する。
- (10) 市町や地域で行う避難訓練に積極的に参画し、避難時の課題や自分で何ができるかを考え、それらをさらなる訓練の充実につなげる。
- (11) 家族で災害時の役割分担及び安否確認方法を決めておく。
- (12) 地域行事を活発に行うなど、日頃から地域の交流や支え合いを大切にし、地域の活性化や地域防災力の向上につなげる。
- (13) 隣近所と津波発生時の協力について話し合う。
- (14) 避難行動要支援者は、市町、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア等の協力団体や個人に対し、あらかじめ避難の際に必要な自らの情報を提供するよう努める。

#### 2-3-2 県、市町の活動

##### 1 防災意識の啓発

市町は、県民への災害及び防災に関する知識の普及に努める。県は、

防災条例第23条

市町に積極的に協力する。

## 2 防災情報の提供

防災条例第 24 条第 1 項

県及び市町は、災害発生現象、災害危険箇所、指定緊急避難場所、指定避難所、過去の災害状況その他の災害及び防災に関する情報を収集するとともに、県民に提供する。

### 2-3-3 自主防災組織等の活動

防災条例第 25 条

自主防災組織等は、「自分たちの命は自分たちで守る」という自覚、連帯感に基づいて、平常時には防災知識の普及や啓発、地域の安全や設備の点検、防災訓練等を実施する。災害が発生した際には、被害を防止し軽減するため、実際に防災活動に当たる「実働部隊」として、情報を収集して住民に迅速に伝え、初期消火・被災者の救出・避難誘導・避難所の運営などの役割を担う。そのうえで、次のような対策を実践する。

- (1) 若いリーダーの育成
- (2) 組織の編成と役割分担の明確化と住民への周知
- (3) 定期的な研修や訓練実施による組織力の向上、活性化
- (4) 行政と住民を繋ぐ役割の強化
- (5) 発災時の自主防災組織等の活動により、そのメンバーが被害に遭うようなことがないようにルールづくりをする。
- (6) 避難行動要支援者の避難等の支援に対する取組の促進
- (7) 消防団や近隣の自主防災組織とも交流を促進し、連携を図る。
- (8) 自治会活動やまちづくり活動など、地域の絆の強化を図ることによって、持続可能な防災活動を目指す。

### 2-3-4 地域における自主防災活動の推進

#### 1 地区防災計画

市町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、要配慮者の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市町に提案する。

市町地域防災計画に地区防災計画を位置付けるように提案を受けた市町は、必要があると認めるときは市町地域防災計画に当該地区防災計画を定める。

市町は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の統合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

#### 2 地域防災力の充実強化に関する計画

市町は、地区防災計画を定めた地区について、地区居住者等の参加の下、地域防災力を充実強化するための具体的な事業に関する計画を定めるほか、市町地域防災計画において、当該市町の地域に係る地域防災力の充実強化に関する事項を定め、その実施に努める。



※資料	1	自主防災組織の現況	(資料編 18-1)
	2	愛媛県防災対策基本条例	(資料編 22-1)

## 第4章 事業者の津波防災対策

### 【防災危機管理課、消防防災安全課、産業政策課、経営支援課、技術企画室】

津波による被害を軽減するためには、企業などの事業者が、津波発生時に果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献、地域との共生）を十分に認識し、来所者、従業員及び事業所の周辺地域に生活する住民の安全確保をはじめ、津波発生時において事業を継続することができる体制を整備するとともに、地域の防災活動に協力することが重要である。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する事業者は、国及び地方公共団体が実施する事業者との協定締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

県及び市町は、事業者が行う津波防災対策への支援に努める。

防災条例第6条

#### 2-4-1 事業者の果たすべき役割

事業者は、津波から身を守る「自助」とともにお互いを助け合う「共助」という意識と行動のもとに、平常時及び津波発生時において、概ね次のような防災措置を行う。

##### 1 平常時の実施事項

- (1) 津波災害時における来所者、従業員等の安全を確保するための計画及び津波発生時に重要事業を継続するための計画（以下「事業継続計画」という。）の作成に努める。
- (2) 防災訓練及び研修等の実施に努める。
- (3) 事業継続計画に基づき、津波発生時において、事業を継続し、又は中断した事業を速やかに再開することができる体制を整備するよう努める。
- (4) 所有、占有又は管理する建築物及び工作物等の耐震化・耐浪化、耐火性の確保に努める。
- (5) 津波発生時に交通網が途絶した際などに、来所者、従業員等が一定期間事業所等内に留まることができるようにするため、応急的な措置に必要な資機材、食料、飲料水、医薬品等を確保するよう努める。
- (6) 所有、占有又は管理する施設の避難場所としての提供に努める
- (7) 地域の津波防災対策について、地域住民及び自主防災組織等に積極的に協力するよう努めるとともに、これらの者が行う防災活動に参加するよう努める。
- (8) 従業員の消防団への加入及び消防団員としての円滑な活動について協力するよう努める。
- (9) 損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保に努める。
- (10) 予想災害に対する復旧計画の策定に努める。
- (11) 事業継続計画や復旧計画等の点検、見直しに努める。
- (12) 中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して計画の策定に努める。

防災条例第19条から第22条まで及び第48条

##### 2 災害時の実施事項

- (1) 来所者、従業員等の安全の確保に努める。
- (2) 地域住民自主防災組織等と連携して情報の収集及び提供、救助、避難誘導等を行い、地域住民の安全を確保するよう努める。
- (3) 帰宅困難者に対し、連絡手段及び滞在場所の提供その他の応急措

防災条例第40条、第41条及び第45条

置に必要な支援に努めるとともに、協定に基づき、水道水、トイレ、情報等の提供を行う。

- (4) 要配慮者に配慮した情報提供、避難誘導に努める。
- (5) 事業の継続又は中断した事業の速やかな再開により雇用の場の確保に努めるほか、自らの社会的責任を自覚して、県、市町等が行う復旧及び復興対策へ積極的に協力するとともに、地域経済の復興に貢献するよう努める。

## 2-4-2 県、市町の活動

### 1 防災意識の啓発

市町は、事業者への災害及び防災に関する知識の普及に努める。県は、市町に協力する。

また、県及び市町は、事業継続計画策定支援等の高度なニーズ等にも的確に応えられるよう、環境整備に取り組む。

このほか、県は、消防学校において事業者の自衛消防隊員を対象とした防災教育を推進する。

防災条例第 23 条

### 2 防災情報の提供

県及び市町は、災害発生現象、災害危険箇所、指定緊急避難場所、指定避難所、過去の災害状況その他の災害及び防災に関する情報を収集するとともに、事業者に提供する。

防災条例第 24 条第 1 項

### 3 中小企業等の事業継続力強化計画の策定支援

県及び市町は、商工会・商工会議所と連携して、中小企業等の事業継続力強化計画の策定を支援する。

- |     |   |                        |             |
|-----|---|------------------------|-------------|
| ※資料 | 1 | 災害時における徒歩帰宅者支援に関する協定   | (資料編 12-13) |
|     | 2 | 災害時における被災者への支援活動に関する協定 | (資料編 12-14) |
|     | 3 | 災害時における帰宅困難者支援に関する協定   | (資料編 12-15) |
|     | 4 | 愛媛県防災対策基本条例            | (資料編 22-1)  |

## 第5章 ボランティアの防災対策

【男女参画・県民協働課、保健福祉課、県警本部、日本赤十字社】

大規模な災害が発生した場合に、円滑な応急対策を実施するため、NPO・ボランティア等の自主性・主体性を尊重しつつ、ボランティアの能力が効果的に発揮されるよう、平常時から、ボランティア・コーディネータ等の養成や地域のNPO・ボランティア等のネットワーク化など幅広いボランティア等の体制整備に努める。

防災条例第26条及び第33条

### 2-5-1 県の活動

#### 1 県ボランティア・市民活動センターへの支援

県は、愛媛県社会福祉協議会と連携し、同協議会が行う県ボランティア・市民活動センター運営のため、次の支援等を行う。

防災条例第26条及び第33条

- (1) 情報誌の発行等を通じ、県民のボランティアに関する意識啓発や知識の普及に努める。
- (2) 災害が発生した場合に被災地において救援活動を行う災害救援ボランティア等の養成・登録を行う。併せて、ボランティア登録者について、個人、グループの別、手話通訳、介護福祉士等の専門技能の有無、あるいは希望する活動内容等について調査する。
- (3) ボランティア活動を組織的に行うことができるよう、その中核となるボランティア・リーダーや災害発生時にボランティアのあっせん等を行うボランティア・コーディネータの養成・登録を行う。その際、女性の参画促進に努める。
- (4) ボランティアが被災地において相互に連携し、迅速かつ機能的な活動が行えるよう、平常時からボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練のほか、交流の機会等を提供し、NPO・ボランティア等及び中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）相互間の連絡体制の構築を図るなど、活動環境の整備を図る。
- (5) ボランティアが安心して活動できるよう、ボランティア保険制度の周知を図るなど、加入促進に努める。

### 2-5-2 市町の活動

#### 1 災害救援ボランティアの養成・登録等

市町は、社会福祉協議会が行うボランティアセンター事業等を通じ、次のことを行う。

防災条例第26条及び第33条

- (1) 情報誌の発行等を通じ、住民のボランティアに関する意識啓発や知識の普及に努める。
- (2) 災害が発生した場合に被災地において救援活動を行う災害救援ボランティア等の養成・登録を行う。併せて、そのボランティア登録者について、個人、グループの別、手話通訳、介護福祉士等の専門技能の有無、あるいは希望する活動内容等について、調査する。
- (3) ボランティア活動を組織的に行うことができるよう、その中核となるボランティア・リーダーや災害発生時にボランティアのあっせん等を行うボランティア・コーディネータの養成・登録を行う。その際、女性の参画促進に努める。
- (4) ボランティアが被災地において相互に連携し、迅速かつ機能的な活動が行えるよう、平常時からボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練のほか、交流の機会等を提供し、NPO・ボランティア等及び中間支援組織相互間の連絡体制の構築を図るなど、活動環境の

整備を図る。

- (5) ボランティアが安心して活動できるよう、ボランティア保険制度の周知を図るなど、加入促進に努める。

## 2 災害救援ボランティアの活動拠点の確保

市町は、災害救援ボランティアの活動拠点の確保、活動の受入れや調整を行う体制、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化に努める。

### 2-5-3 県警察の活動

県警察は、市町と協力して、被災地における各種犯罪・事故の未然防止と被災住民等の不安の除去等を行うボランティア関係組織・団体との連携を図るとともに、必要に応じて、これらの活動の中核となる防犯協会等の自主防犯組織に対し、訓練の実施や資機材の整備等に関し助成その他の支援を行う。

### 2-5-4 日本赤十字社愛媛県支部の活動

防災条例第 26 条及び第 33 条

日本赤十字社愛媛県支部は、日本赤十字社本来の活動分野である医療救護活動、救援物資の搬入出・配分及び炊き出し等被災者の自立支援活動を迅速に遂行するため、あるいは赤十字国際委員会、国際赤十字・赤新月社連盟、各国赤十字社・赤新月社の要請による在日外国人の安否調査等の活動を遂行するため、平素より防災ボランティアを養成、登録する。

また、日本赤十字社が通常行う活動分野以外のサービスの提供を希望するボランティアについても、被災者の自立支援活動がスムーズに実施できるよう災害救助法第 15 条第 2 項に基づき、県、市町、社会福祉協議会等関係機関と協力し、連絡調整を行う。

### 2-5-5 ボランティアの果たすべき役割

ボランティアが行う活動内容は、主として次のとおりとする。

- (1) 被害情報、安否情報、生活情報の収集・伝達
- (2) 要配慮者の介護及び看護補助（同性による介助や被介助者を尊重した対応等に配慮）
- (3) 外国人、災害の発生により帰宅することが困難となり、又は移動の途中で目的に到達することが困難となった者（以下「帰宅困難者」という。）、旅行者等土地不案内者への支援
- (4) 清掃
- (5) 炊き出し
- (6) 救援物資の仕分け及び配布
- (7) 消火・救助・救護活動
- (8) 保健医療活動
- (9) 通訳等の外国人支援活動
- (10) ボランティアのコーディネート

- ※資料
- 1 ボランティアセンター事業概念図
  - 2 ボランティア等の応援活動
  - 3 愛媛県防災対策基本条例

(資料編 18-3)

(資料編 18-4)

(資料編 22-1)

## 第6章 津波避難訓練の実施 【防災危機管理課、県警本部】

### 2-6-1 県の活動

防災条例第7条

県は、市町が実施する津波避難訓練が効果的に行われるよう、モデル訓練の実施など、市町を支援するとともに、津波警報や南海トラフ地震臨時情報等の情報伝達訓練及び広域応援要請訓練などを積極的に実施する。

### 2-6-2 市町の活動

市町は、河川、海岸、港湾及び漁港の管理者や防災関係機関と協力・連携し、要配慮者を含めた住民の参加による情報伝達訓練や避難訓練、避難所運営訓練を積極的に実施する。

なお、津波災害を想定した訓練の実施に当たっては、最も早い津波の到達予測時間や最大クラスの津波の高さを踏まえ、通信手段が被災した場合の代替手段による情報伝達や、声かけやサイレン等により周囲の行動を促す訓練、より高台を目指す二段階避難の実施、南海トラフ地震臨時情報等の発表を想定した訓練など、具体的かつ実践的な訓練を行うよう努める。

定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の津波発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。

津波防災の日（11月5日）や防災週間等を通じ、積極的かつ継続的に防災訓練を実施する。

### 2-6-3 訓練実施の留意点

防災条例第15条

県、市町及び公共機関等は、自衛隊、海上保安庁等国の機関とも協力し、また、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、ボランティア団体及び要配慮者を含めた地域住民等とも連携した訓練を実施する。

県及び市町は、地方公共団体間で密接に連携をとりながら広域訓練を実施する。

訓練実施に当たっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、津波及び被害の想定を明らかにするとともに、訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境等について具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫するとともに、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見する訓練の実施にも努める。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意する。さらに、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策にも配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施する。

訓練後には訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努める。

また、救助・救急関係機関、県及び市町は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図るものとする。

なお、避難訓練を繰り返し実施することにより、避難行動を個人に定着させるよう工夫するものとする。

### 2-6-4 「防災・危機管理セルフチェック項目」の活用

市町は、消防庁が作成した「防災・危機管理セルフチェック項目」を活

用し、日々防災体制の自己点検を実施し、県は、その状況を把握し、災害  
対応能力の向上に努めるものとする。

※資料 1 防災・危機管理セルフチェック項目

(資料編 20-8)

## 第7章 業務継続計画の策定 【防災危機管理課ほか全部局】

県、市町及び事業者は、津波による浸水が想定される施設等における災害応急対策を中心とした業務の継続を確保するため、業務継続計画の策定に努めるものとする。

### 2-7-1 業務継続計画の概要

業務継続計画とは、災害時に短時間で重要な機能を再開し、事業を継続するために地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ事前に準備しておく対応方針を計画として策定するものであり、災害に即応した要員の確保、迅速な安否確認、バックアップシステムやオフィスの確保などを規定したものである。

特に、県及び市町は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくものとする。

### 2-7-2 県の業務継続計画

県は、平常時から災害に備えて災害医療体制の整備などを行い、災害が発生した場合に、県民の生命・身体・財産を守ることを目的に、災害応急活動を迅速に実施するため、地域防災計画を策定している。

このような活動を行う一方で、それ以外の県の行政サービスについても、継続すべき重要なものは一定のレベルを確保するとともに、すべての業務が早期に再開できるよう、あらかじめ対策を立てておく必要がある。

このため、県は、災害時においても県の各部局の機能を維持し、被害の影響を最小限にとどめる業務継続計画を策定し、迅速な復旧体制を構築する。

また、業務継続計画は、当該計画に基づいた訓練等を定期的実施するとともに、訓練等の成果を検証し、検証した結果に基づき適宜計画の見直しを図ることにより、持続的改善を行うものとする。

### 2-7-3 市町の業務継続計画

市町は、災害応急活動及びそれ以外の行政サービスについて、継続すべき重要なものは一定のレベルを確保するとともに、すべての業務が早期に再開できるよう、災害時においても市町の各部局の機能を維持し、被害の影響を最小限にとどめる業務継続計画を策定するよう努めるとともに、策定した計画の持続的改善に努めるものとする。

また、市町は、躊躇なく避難指示を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。



## 第8章 津波に強い地域づくり

【防災危機管理課、消防防災安全課、環境政策課、循環型社会推進課、農地整備課、漁港課、技術企画室、河川課、港湾海岸課、都市計画課、都市整備課、建築住宅課、文化財保護課】

### 2-8-1 海岸保全施設等の整備の基本的考え方

防災条例第34条第3項

県及び市町は、海岸堤防・護岸、水門等海岸保全施設、防波堤等港湾施設及び漁港施設、河川堤防等河川管理施設、海岸防災林、盛土構造物・護岸・胸壁・閘門等津波防護施設（漁港施設、港湾施設、海岸保全施設、河川管理施設等を除く）の整備を実施するとともに、各施設については、地震発生後の防御機能の維持のため、耐震診断や補強による耐震性の確保を図る。

県、市町及び施設管理者は、海岸保全施設等の整備や内陸での浸水を防止する機能を有する道路盛土等を活用する。

県、市町及び施設管理者は、津波により海岸保全施設等が被災した場合でも、その復旧を迅速に行うことができるようあらかじめ対策をとるとともに、海岸保全施設等の効果が十分発揮できるよう適切に維持管理する。

また、県、市町及び施設管理者は、老朽化した海岸保全施設等について、長寿命化計画の作成・老朽化対策の実施等により、その適切な維持管理に努めるものとする。

### 2-8-2 津波に強い地域の形成

県は、津波災害のおそれのある区域について、各沿岸地域の自然特性、社会経済特性等の現状を把握するための基礎調査を行い、その結果を踏まえ、津波浸水想定を設定するとともに、市町の津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画策定を促進する。

市町は、施設整備、警戒避難体制、土地利用等が有機的に連携した津波防災対策を推進する。

浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画、できるだけ短時間で避難が可能となるような指定緊急避難場所・津波避難ビル・避難路・避難階段などの避難関連施設の計画的整備や民間施設の活用による確保、建築物や公共施設の耐浪化等により、津波に強いまちの形成を図るものとする。その際、必要に応じて、住民等の参加の下に高台移転も含めた総合的な市街地整備を検討する。なお、事業の実施に当たっては、効率的・効果的に行われるよう配慮するものとする。

津波対策の実効性を高めるためには、地域防災計画、都市計画、立地適正化計画等の計画相互の有機的な連携を図る必要があることから、関係部局による共同での計画作成など、最大クラスの津波による浸水リスクを踏まえた、津波防災の観点からの地域づくりに努める。

県は、津波による危険の著しい区域については、人的災害を防止するため津波災害警戒区域（※1）津波災害特別警戒区域（※2）や災害危険区域（※3）の指定について、必要に応じて検討を行い、措置を講ずるものとする。

市町は、津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画（推進計画）を作成し、海岸保全施設等、海岸防災林や避難施設の配置、土地利用や警戒避難体制の整備等についての総合ビジョンを示すことに努める。

市町は、津波災害警戒区域の指定のあったときは、市町地域防災計画において、当該区域ごとに、警戒及び注意報等、津波に関する情報伝達に関する事項、指定緊急避難場所及び避難経路に関する事項、津波避難訓練に

関する事項、地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）又は社会福祉施設、学校、医療施設、その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設の名称及び所在地等について定めるものとする。

また、津波災害警戒区域内の社会福祉施設、学校、医療施設、その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設について市町地域防災計画に定めるときは、当該施設の利用者の津波発生時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、人的被害を生ずるおそれがある津波に関する情報、警報及び注意報等の伝達に関する事項を定めるものとする。

市町は、津波災害警戒区域内の避難促進施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告等を行い、施設所有者又は管理者による取組の支援に努める。

津波災害警戒区域をその区域に含む市町は、市町地域防災計画に基づき津波に関する情報の伝達方法、指定緊急避難場所及び避難経路、円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項について住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じる。

さらに、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。

#### ※1 津波災害警戒区域（津波防災地域づくりに関する法律第53条）

津波浸水想定を踏まえ、津波が発生した場合には住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域で知事が指定する区域

#### ※2 津波災害特別警戒区域（津波防災地域づくりに関する法律第72条）

警戒区域のうち、津波が発生した場合には建築物が損壊し、又は浸水し、住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為及び一定の建築物の建築又は用途の変更の制限をすべき土地の区域

#### ※3 災害危険区域（建築基準法第39条）

災害津波等による危険の著しい区域を、住居の用に供する建築物の建築の禁止等、建築物の建築に関する災害防止上必要な制限を行うために地方公共団体が定める。

## 2-8-3 海岸保全施設等の整備

本県の海岸総延長は約 1,700 kmに及び、全国第5位の延長を有している。海岸の特徴は、佐田岬半島を境に宇和海と瀬戸内海に分かれ、瀬戸内海沿岸は比較的緩慢な曲線となっているが、宇和海沿岸は典型的なリアス式海岸であり、津波が増幅されやすい地形を呈している。

また、海岸保全施設には全般的に老朽化した施設や堤防の嵩上げの必要な箇所が多い。このため、海岸管理者は、津波等により被害が生じるおそれがある地域を重点として、愛媛県海岸保全基本計画に基づき、農林水産省（農村振興局・水産庁） 国土交通省（水管理・国土保全局・港湾局）所管の海岸の整備促進に努め、住民の生命と財産を守る。

なお、海岸保全施設等については、以下を基本として整備の推進を図る。

- (1) 海岸堤防・護岸、水門等海岸保全施設、防波堤等港湾施設及び漁港施設、河川堤防等河川管理施設、海岸防災林、盛土構造物・護岸・胸壁・閘門等津波防護施設（漁港施設、港湾施設、海岸保全施

設、河川管理施設等を除く)の整備及び適切な管理を実施するとともに、各施設については、地震発生後にも防御機能が十分維持されるよう、耐震診断や補強による耐震性の確保を図るものとする。

- (2) 津波による被害を軽減するため、海岸保全施設等の整備や内陸での浸水を防止する機能を有する道路盛土等を活用し、多重防御を図るものとする。
- (3) 津波発生時に水門や陸閘の閉鎖を迅速・確実・安全に行うため、水門や陸閘の自動化や遠隔操作化を図るとともに、陸閘が閉鎖された後でも逃げ遅れた避難者が安全に逃げられるよう、緊急避難用スロープの設置等、構造上の工夫に努めるものとする。
- (4) 海岸保全施設等の整備に当たっては、地震・津波により施設が被災した場合でも、その応急復旧を迅速に行うことができるようあらかじめ対策をとっておくとともに、海岸保全施設等の効果が十分発揮できるよう適切に維持管理するものとする。
- (5) 老朽化した海岸保全施設等については、長寿命化計画の作成・老朽化対策の実施等により、その適切な維持管理に努めるものとする。
- (6) 津波防護施設については、市町が作成する津波防災地域づくりに関する法律に基づく推進計画に定められた施設を対象に、具体的な整備目標及びその達成期間を定め計画的に整備するものとする。

## 2-8-4 避難関連施設の整備

国及び県、市町は、地域の特性に応じた避難施設、避難路等の整備の推進に配慮するよう努める。

### (1) 指定緊急避難場所

市町は、津波から避難者の生命を保護することを目的とし、次の設置基準に従って、指定緊急避難場所の整備を行う。

ア 指定緊急避難場所は、津波からの緊急避難先として使用できるよう、できるだけ浸水の危険性が低く、かつ、避難後においても孤立せず、津波の襲来状況によってはさらなる避難が可能となるような場所に整備するよう努める。

イ 指定緊急避難場所は、できるだけ海面の状況が確認できる場所を選定する。

ウ 津波や火災等により、避難場所が孤立するおそれのある場所においては、長時間の避難に備え、必要最低限の水や食糧、雨や寒さ等への対策に努める。

エ さらに高いところへの移動が困難な指定緊急避難場所においては、想定以上の津波のことを考え、浮き輪や救命胴衣、ロープ等を備え、助かるための最大限の対策をするよう努める。

オ アの指定緊急避難場所は、専ら避難生活を送る場所として整備された指定避難所を津波からの指定緊急避難場所と間違わないよう、両者の違いについて住民への周知徹底を図る。

県は、市町が行う指定緊急避難場所の指定に関する助言及び指導を行う。

### (2) 津波避難ビル等の整備・指定

市町は、津波災害警戒区域内等において、津波浸水想定に定める水深に係る水位に建築物等への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位(基準水位)以上の場所に避難場所が配置され安全な構造である民間等の建築物について、津波避難ビル等の避難場所として確保する場合には、管理協定の締結や指定をすることなどにより、いざという時に確実に避難で

きるような体制の構築に努めるものとする。

また、市町は、避難場所として利用可能な道路盛土等の活用について検討し、活用できる場合には、道路管理者等の協力を得つつ、避難路・避難階段の整備に努める。

### (3) 避難路の確保

市町は、住民が徒歩で確実に安全な場所に避難できるよう、次に掲げる点に留意し、避難路等を整備し、その周知に努めるとともに、その安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善に努めるものとする。

ア 整備に当たっては、いち早く高台に上るための避難階段や最短経路で逃げるための避難路となるよう配慮する。

イ 避難路の整備に当たっては、以下のことを十分考慮するものとする。

- ・避難車両の増加、停電時の信号減灯などによる交通渋滞や事故の発生、夜間や荒天時の避難等
- ・指定緊急避難場所等が河川や丘陵沿いにある場合に、大きく迂回する必要があることや、避難路の途中に危険箇所がある場合は災害時の通行に支障となりうること

## 2-8-5 公共施設等の津波対策

### (1) 浸水危険性の低い場所への施設の整備

行政関連施設、要配慮者に関わる施設等については、できるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備するものとし、やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地する場合には、以下の対策を図るものとする。

- ・建築物の耐浪化
- ・非常用電源の設置場所の工夫
- ・情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄や燃料調達体制の整備など施設の防災拠点化

また、行政庁舎、消防署、警察署等災害応急対策上重要な施設については、特に津波災害対策に万全を期すものとする。

さらに、津波浸水想定地域における児童生徒等の安全確保のため、高台等へ通じる避難路等の整備や建物の高層化など、各地域の実情等を踏まえた学校の津波対策にも努める。

### (2) 浸水危険性の低い場所への誘導

(1)において、やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地した場合には、中長期的には浸水の危険性のより低い場所への誘導を図るものとする。

## 2-8-6 ライフラインの耐浪化

ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えると同時に避難生活環境の悪化等をもたらすことから、ライフライン関連施設の耐浪性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。

県は、広域行政主体として、地域社会の迅速な復旧を図るため、多様なライフライン事業者を一堂に会して災害時の連携体制の確認等を行うなど相互協力体制を構築しておくよう努める。

### (1) 電話施設

電話施設については、ケーブル、交換機等の配置や構造に十分配慮するものとし、主要施設は津波による被災の危険性の高い地区に

は配置せず、やむを得ず危険性の高い地域に設置する場合には、地下への埋設や耐浪化等の対策を図るよう努める。

(2) 電力施設

電力施設についても、主要施設は津波による被災の危険性の高い地区には配置せず、やむを得ず危険性の高い地域に設置する場合には、地下への埋設や耐浪化等の対策を図るよう努める。

(3) 水道施設

水道施設についても、主要施設は津波による被災の危険性の高い場所には設置せず、やむを得ず危険性の高い場所に設置する場合には、耐浪化はもとより停電対策や浸水対策等の耐災害性の強化を図るとともに、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を図る。

(4) 下水道施設

下水道施設については、生活空間から下水を速やかに排除するため、揚水の機能を確保する対策を図るよう努めるとともに、汚水においては、公衆衛生の面から消毒の機能を確保する対策を図るよう努める。

また、放流施設から津波が遡上することも想定し、逆流防止対策を図るよう努める。

(5) ガス施設

ガス施設についても、耐浪性に配慮した整備を行うとともに、平素から定期点検や防災訓練の実施、応急資機材の整備など災害予防対策を推進する。

(6) 廃棄物処理施設

市町は、被災して一時停止した一般廃棄物処理施設等を修復・復旧するための点検手引きをあらかじめ作成する。さらに、ごみ焼却施設、し尿処理施設、最終処分場等の廃棄物処理施設が被災した場合に対処するため、修復・復旧に必要な資機材等の備蓄に努める。

## 2-8-7 危険物等施設の安全確保

県及び市町は、危険物施設等及び火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設等の津波に対する安全性の確保、防災訓練の積極的实施等を促進する。

なお、石油コンビナート等特別防災区域の危険物施設等については、石油コンビナート等災害防止法に基づく愛媛県石油コンビナート等防災計画の定めるところによる。

### 1 高圧ガス施設

(1) 「最大クラスの津波」への対応

事業者は、津波到達前に高圧ガス施設等の安全な停止操作などにより設備内の高圧ガスを安全な状態にする他、高圧ガス容器等の流出防止対策等高圧ガスによる二次災害の発生を抑制するための最大限の措置を講じるとともに、あらかじめ避難場所を設定し、従業員等の避難の方法を定めておく。

(2) 「比較的頻度の高い津波」への対応

事業者は、津波到達前の限られた時間で、高圧ガスを安全な状態にすることや、配管が損傷しても大量漏えいを防止するため、緊急遮断弁の遠隔化や感震装置の設置による自動化の促進を行うとともに、補助電源等の動力によるバックアップ機能を保有する等の設備的な対応を講じる。

また、高圧ガス容器の平時からの転倒対策を確実に行う。

(3) 津波による被害を最小化するための手順の策定、訓練の実施

事業者は、津波到達までの設備の安全な停止のための手順を策定するとともに、津波に対する対応・避難の訓練を定期的実施する。

## 2-8-8 文化財の保護

1 文化財の所有者、管理責任者又は管理団体（以下「所有者等」という。）は、必要な次の対策を講じるものとし、県教育委員会は、市町教育委員会の協力を得て、所有者等に対して適切な指導助言を行う。

- (1) 避難方法・避難場所の設定
- (2) 耐水性のある収蔵庫の整備
- (3) 災害時における連絡体制、関係機関に対する通報体制の確立

2 県教育委員会は、平成 25 年に中国四国地方の 9 県並びに広島市及び岡山市と共に策定した「中国・四国地方における被災文化財等の保護に向けた相互支援計画」に基づき、文化財が被災した場合に必要な救出や応急措置を行うため、日頃から指定文化財等の情報を整備・共有する。

3 平成 30 年に策定した「えひめ文化財防災マニュアル」や令和 2 年に策定した「愛媛県文化財保存活用大綱」に基づき、県内各市町、愛媛大学法文学部、愛媛資料ネット、県建築士会、愛媛県博物館協会等からなるえひめ文化財等防災ネットワーク等と連携し、平常時には文化財情報の収集、共有、文化財防災訓練等の実施、非常時には被災情報の収集や被災文化財の救済活動等を行う。文化財防災に関して国立文化財機構文化財防災センターと連携し、情報共有する。

## 第9章 津波避難体制の整備

【防災危機管理課、総務管理課、観光国際課、保健福祉課、農地整備課、漁港課、河川課、港湾海岸課、砂防課、道路建設課、道路維持課、都市整備課、県立病院課、保健体育課、第六管区海上保安本部】

### 2-9-1 伝達体制の整備

防災条例第27条

- (1) 県及び市町は、さまざまな環境下にある住民等及び職員に対して津波警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線（戸別受信機含む。）全国瞬時警報システム（J-ALERT）、Lアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）IP告知端末、携帯電話（スマートフォン向けアプリや緊急速報メール等を含む。）、ワンセグ等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図るものとする。  
また、津波警報、避難指示等を住民に周知し、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討する。その際、要配慮者や一時滞在者等に配慮する。  
国及び地方公共団体は、強い揺れを伴わないいわゆる津波地震や遠地津波に関して、住民の避難意識がない状態で突然津波が押し寄せることのないよう、津波警報等や避難指示の発表・発令・伝達体制を整える。  
港湾等の管理者は、各々が管理する港湾における潮位情報の伝達体制を強化するため、潮位計の改修及び潮位情報提供システムの整備に努め、住民への適切かつ迅速な情報提供及び市町との情報の共有化を図る。
- (2) 沿岸市町は、住民、防災職員等に対する津波警報等の伝達手段として、防災行政無線の整備及び職員参集システムの導入を推進するとともに、沿岸地域への津波警報伝達の範囲拡大を図るため、サイレン等多様な手段を確保する。また、地震発生後、短時間で来襲する津波に対しては、津波警報等や避難指示の情報伝達が間に合わないことがあるため、海岸付近で強い地震を感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき、直ちに海面監視を開始するよう、監視人、監視場所の選定、監視情報の伝達方法等について計画を整備しておく。監視場所の選定に当たっては、対応に当たる者の安全確保に留意する。
- (3) 沿岸市町は、津波災害に対する住民の警戒避難体制として、津波警報等が発表された場合に直ちに避難指示を発令することを基本とし、津波警報等で発表される津波高に応じた発令対象区域を定めるなど、具体的な避難指示の発令基準をあらかじめ定める。発令基準の策定・見直しに当たっては、災害の危険度を表す情報等の活用について、それらの情報を取り扱う県や気象庁等との連携に努める。県は、市町による発令基準の策定や見直しを支援する。また、市町は避難指示を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。なお、市町は、津波警報等に応じて自動的に避難指示を発令する場合においても、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示の対象となる地域を住民等に伝えるための体制を確保する。
- (4) 関係機関は、津波警報伝達等の迅速かつ確実な遂行を図るため、合同で津波警報伝達等の訓練を実施する。

## 2-9-2 津波警戒等の周知徹底

県及び沿岸市町は、一般住民等に対して広報紙等を活用し、津波警戒に関する次の内容の周知徹底を図るとともに、津波の危険や避難方法等について広く周知啓発する。

- (1) 県及び市町は、協力して、過去の津波災害事例及び現況調査等も参考に、津波危険予想図を作成する等、住民への広報に努める。
- (2) 県及び市町は、海浜利用者等がすみやかに津波から避難できるよう、防潮堤に避難口、避難階段等の施設及び誘導のための標識等の整備に努める。
- (3) 津波浸水想定地域の住民に対して、強い地震を感じた場合又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合には、市町等からの指示を受ける前でも、直ちに海岸から離れ、避難ビル、高台又は指定緊急避難場所等へ避難することなど、住民のとるべき行動について周知徹底を図る。

## 2-9-3 指定緊急避難場所等の指定及び周知等

### 1 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定

市町は、住民の生命・身体の安全を確保するため、地域的な特性や過去の教訓、想定される津波の緒元に応じ、都市公園、公民館、学校等公共的施設等を対象に、できるだけ津波による浸水の危険性の低い場所に、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難者が避難生活を送るための指定避難所について、必要十分な数、規模の施設等をあらかじめ指定・整備し、市町地域防災計画に定めるとともに、避難所施設の管理者や自主防災組織等と避難所の開設や運営方法、役割分担等について協議等を行うとともに、情報を共有する。

また、市町が県管理都市公園を指定緊急避難場所、指定避難所として指定する場合には、県との情報共有及び連携強化を図るとともに、指定した際には、県の地域防災計画にも併せて掲載する。

さらに、市町はこれらの指定緊急避難場所、指定避難所及びその周辺道路に日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、案内標識、誘導標識等を設置し、速やかに避難できるよう平素から関係地域住民に周知を図るよう努めるものとする。

なお、要配慮者に配慮し、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を借り上げる等、多様な避難所の確保に努めるとともに、プライバシーの確保や男女、子供のニーズの違い等にも配慮するほか、動物の同行避難が可能な避難所の設置も検討する。

#### (1) 指定緊急避難場所

災害から一時的、緊急的に避難する場所で、指定の基準は、概ね次のとおりである。

なお、やむを得ず津波による被害のおそれのある場所を指定緊急避難場所に指定する場合は、堅牢な高層建物の中・高層階を指定緊急避難場所として利用するいわゆる津難避難ビル等を活用するものとし、非常用発電機の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など防災拠点化を図る。

また、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町に設けるものとする。

ア 災害時に迅速に指定緊急避難場所の開放を行うことが可能な管理体制を有するものであること。

イ 被災が想定されない安全区域内に立地していること。



ウ 安全区域外に立地する場合は、災害に対して安全な構造を有し、想定される津波の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有するものであること。

エ 要避難地区のすべての住民（昼間人口も考慮する。）を受け入れできるように配置すること。なお、避難場所の必要面積は、避難者1名につき0.5㎡以上を目安とする。

オ 地区分けをする場合は、町内会、自治会等の単位を原則とするが、主要道路、鉄道、河川等を境界とし、住民がこれを横断して避難することはできるだけ避けること。

## (2) 指定避難所

避難者等を必要な期間滞在させるための施設で、指定の基準は、概ね次のとおりである。

なお、市町は、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとし、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

また、市町は、指定管理施設を指定避難所として指定する場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営について役割分担等を定めるよう努める。

さらに、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、「新型コロナウイルス感染症拡大防止のための避難所運営の留意点～対策ガイドライン～」(県作成)などを参考に、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努める。

市町は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて、福祉避難所として指定避難所を指定するよう努める。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。

また、市町は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示する。さらに、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。

ア 避難者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有すること。なお、避難者の必要面積は、1名につき2㎡以上を目安とし、感染予防や良好な避難所生活に必要な面積の確保に努めること。

イ 速やかに避難者等を受入れ、生活必需品を配布することが可能な構造又は施設を有すること。

ウ 想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあること。

エ 主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用の確保、相談等の支援を受けることができる体制が整備されていること。

オ なるべく被災地に近く、かつ集団的に避難者等を受け入れできること。

## 2 指定避難所の設備及び資機材の配備

市町は、指定避難所として指定された建築物については、必要に応じ、換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努める。

また、市町は指定避難所における貯水槽、井戸、携帯トイレ、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話やN T T西日本設置の特設公衆電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、テレビ、ラジオ等避難者による災害情報の入手に資する機器の整備を図る。

さらに、市町は、指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、水、常備薬、炊きだし用具、毛布等避難生活に必要な物資に加え、マスク、消毒液といった衛生物資、段ボールベッド、パーティション等の備蓄に努める。

加えて、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるとともに、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等に努める。

## 3 指定緊急避難場所等の周知

沿岸市町は、指定緊急避難場所への避難路を指定するとともに、標識等の設置などにより、日頃から住民に対し周知徹底を図る。

- (1) 河川、海岸、港湾及び漁港等の管理者と協議して、指定緊急避難場所等を記載した標識等を設置するとともに、関係団体の協力を得て避難対策等の防災対策を推進する。
- (2) 突発地震にも備えるため、建物所有者の協力を得て津波から逃れるための津波避難ビルの確保に努める。
- (3) 津波危険予測図や津波災害警戒区域等に基づき指定緊急避難場所や避難路等を示した津波ハザードマップを作成し、住民に配布・周知を行う。
- (4) 津波からの避難は限られた時間で行う必要があるため、住民が主体となった津波避難訓練を実施する。
- (5) 避難に時間を要する避難行動要支援者向けの支援プランの策定を行う。
- (6) 市町は、指定避難所における必要な情報の入手や、暑さ寒さ対策、健康・衛生管理、心のケアなど長期にわたる避難所運営を円滑に行うため、マニュアルを策定する。

また、円滑な避難所運営体制の構築を図るため、住民も参画して感染症対策等も踏まえた実行性の高い避難所ごとの運営マニュアルの策定に取り組むとともに、良好な生活環境の確保のために、専門家、N P O、ボランティア等との定期的な情報交換に努める。

- (7) 市町は、あらかじめ、避難所の運営管理のために必要な知識等の住民への普及に努める。

## 2-9-4 津波からの防護・避難のための施設の整備等

- (1) 河川、海岸、港湾及び漁港等の管理者並びに市町は、地震が発生した場合、水門や陸閘等の操作に当たる者の安全が確保されることを前提としたうえで、予想される津波到達時間も考慮しつつ、的確な操作を行うものとし、工事中的場合は工事の中断等の措置を講じる。

また、内水排除施設等は、施設の管理上必要な操作を行うための非常用発電装置の整備、点検その他所要の被災防止措置を講じてお

く。

- (2) 河川、海岸、港湾及び漁港等の管理者並びに市町は、必要に応じ次の事項について定め、各種整備を行うものとする。

ア 防潮堤、堤防、水門等の点検方針・計画

愛媛県河川堤防等点検マニュアル

愛媛県河川用機械設備点検マニュアル

海岸保全施設維持管理マニュアル

愛媛県水門・樋門・陸閘定期点検マニュアル

イ 防潮堤、堤防、水門等の自動化・遠隔操作化・補強等必要な施設整備等の方針・計画

愛媛県海岸保全基本計画

ウ 水門や陸閘等の閉鎖を行う操作員等の安全管理に配慮しつつ、迅速・確実に行うための体制、手順及び平常時の管理方法

愛媛県水防計画

エ 津波により孤立が懸念される地域の臨時ヘリポート、港湾、漁港等の整備の方針・計画

オ 同報無線の整備等の方針・計画

- (3) 急傾斜地崩壊防止施設等の管理者は、施設の背後地等が緊急時の避難場所として利用可能な場合、住民が安全に避難できるよう階段工等の整備に努める。

- (4) 県管理都市公園の管理者は、市町が作成する避難計画を補完するため、都市公園の避難施設としての活用について検討するとともに、都市公園利用者を含めた円滑な避難誘導を支援する施設等の整備に努める。

- (5) 道路管理者は、津波発生時における道路利用者の安全確保を図るため、津波浸水想定区域内の道路において、道路防災対策及び改良整備、円滑な避難誘導支援対策、津波被害軽減のための防災意識の向上対策を実施する。

ア 道路防災対策及び改良整備

道路管理者は、津波発生時における避難路を確保するため、耐震点検等で対応が必要とされた橋梁、法面等及び未改良区間について、緊急輸送道路、国土交通大臣が指定した重要物流道路及びその代替・補完路、その他緊急性の高い路線及び箇所から順次、補強対策や改良整備を実施する。

イ 円滑な避難誘導支援対策

道路管理者は、津波警報発表時等における避難活動を支援するため、道路情報提供装置等を適切に配置・操作し、リアルタイムでの情報提供に努める。あわせて、落下、倒壊のおそれのある付属施設等の補強対策を実施し、避難活動の円滑化に努める。

ウ 津波被害軽減のための防災意識の向上対策

道路管理者は、道路利用者及び沿線住民の防災意識を高めるとともに、津波発生時の避難行動に役立てるため、標識柱等の道路施設に海拔情報を付加する。

エ 道路施設の長寿命化対策

道路管理者は、道路施設の劣化状況の把握や将来予測を行い、長寿命化計画を作成・実施し、その適切な維持管理に努める。

## 2-9-5 住民等の避難誘導體制

津波による危険が予想される市町は、具体的なシミュレーションや訓練の実施等を通じて、また、住民、自主防災組織、消防機関、警察、学校等の多様な主体の参画により、津波による浸水想定区域、避難対象地域、指

定緊急避難場所、避難路、津波情報の収集・伝達の方法、避難指示の具体的な発令基準、避難訓練の内容等を記載した、具体的かつ実践的な津波避難計画の策定等を行うとともに、その内容の住民等への周知徹底を図る。また、ハザードマップの整備、防災教育、防災訓練の充実、指定緊急避難場所（津波避難ビル等を含む）や避難路・避難階段の整備・確保などのまちづくりと一体となった地域防災力の向上に努める。

愛媛県津波浸水想定で水深30cm以上の浸水が想定される区域（字、町丁目）において、南海トラフ地震特別措置法施行令第3条各号に掲げる施設又は事業を管理し、又は運営する者は、津波からの円滑な避難の確保に関する事項及び時間差発生等における円滑な避難の確保に関する事項等を定めた「南海トラフ地震防災対策計画」を作成するとともに訓練等の実施に努める。なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努める。

地震・津波発生時には、家屋の倒壊、落下物、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生するおそれがあることから、津波発生時の避難については、徒歩によることを原則とする。このため、地方公共団体は、自動車免許所有者に対する継続的な啓発を行うなど、徒歩避難の原則の周知に努める。ただし、各地域において、津波到達時間、指定緊急避難場所までの距離、避難行動要支援者の存在、避難路の状況等を踏まえて、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合は、市町は、避難者が自動車で安全かつ確実に避難できる方策をあらかじめ検討する。検討に当たっては、県警察と調整しつつ、自動車避難に伴う危険性の軽減方策とともに、自動車による避難には限界量があることを認識し、限界量以下に抑制するよう各地域で合意形成を図るものとする。

県及び市町は、消防職団員、水防団員、警察官、市町職員など防災対応や避難誘導・支援に当たる者の危険を回避し、安全を確保するため、これらの者の避難に要する時間に配慮した上で、津波到達時間内での防災対策や避難誘導・支援に係る行動ルールや退避の判断基準を定め、住民等に周知するものとする。また、避難行動要支援者、外国人、出張者及び旅行者等を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織の協力を得ながら、平常時より、避難行動要支援者等に関する情報の把握及び関係者との共有に努めるとともに、上記の行動ルールを踏まえつつ、これらの者に係る避難誘導體制の整備を図る。

県及び市町は、避難行動要支援者等が津波からの避難後に命の危険にさらされる事態を防ぐため、防災、医療、保健、福祉等の各専門分野が連携した支援方策の検討に努める。

また、県及び市町は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、既存の枠組みを活用することにより国や他の地方公共団体との協力体制の構築に努めるとともに、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

さらに、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。

なお、県では、災害情報システムと連携したスマートフォン向け避難支援アプリ「ひめシェルター」により、災害時の円滑な避難を支援する。

また、県及び保健所は、新型コロナウイルス感染症の自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、平常時から市町の防災担当部局及び保健福祉担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努める。

## 2-9-6 迅速な救助

- (1) 消防機関等による被災者の救助・救急活動の実施体制  
県は、市町の消防庁舎等の耐震化等、救助・救急隊の体制の整備及び車両・資機材の確保に努める取組について、必要に応じて、適切な助言等を行うものとする。
- (2) 緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援体制の整備  
県は、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱に定める応援等実施計画及び受援計画等による緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援体制の整備を行う。
- (3) 実動部隊の救助活動における連携の推進  
県は、自衛隊・警察・消防等実動部隊による迅速な救助のため、被災地への経路及び港湾・空港等の活動拠点の確保を含む救助活動における連携の推進を図るものとする。
- (4) 消防団の充実  
県は、市町の消防団に関する加入促進による人員確保、車両・資機材の充実、教育・訓練の充実を図る取組について、必要に応じて、適切な助言等を行うものとする。

## 2-9-7 交通対策

- (1) 道路  
県公安委員会は、道路管理者と協議のうえ、津波の来襲により危険度が高いと予想される区間及び避難経路として使用することが想定される区間について交通規制の内容をあらかじめ定めるとともに、事前の周知措置を講ずるものとする。  
なお、必要に応じ隣接する県警察との連絡を密にし、交通規制の整合性を広域的に確保するものとする。  
県警察は、災害時における広域交通管理体制の整備を図るとともに、道路交通機能の確保のため重要となる信号機への電源付加装置の整備等信号機滅灯対策を推進する。  
また、災害時における交通誘導及び地域の安全確保等については「災害時における交通誘導及び地域の安全確保等の業務に関する協定」に基づき、(一社)愛媛県警備業協会の協力を得ながら実施する。  
道路管理者は、避難路、緊急輸送道路、国土交通大臣が指定した重要物流道路及びその代替・補完路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進を図るものとする。  
また、発災後の道路の障害物除去による道路啓開、応急復旧等に必要となる人員、資機材等の確保について、(一社)愛媛県建設業協会等と協定を締結し体制の整備を図る。また、道路啓開等を迅速に行うため、道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案するものとする。
- (2) 海上及び航空  
ア 第六管区海上保安本部（松山海上保安部、今治海上保安部及び宇和島海上保安部）及び港湾管理者は、海上交通の安全を確保するため必要な海域監視体制の強化や船舶交通の制限及び津波による危険が予想される地域から安全な海域へ船舶を退避させる等の措置に係る具体的な実施要領を定め、これに基づき必要な措置を講じる。

また、港湾管理者は、津波襲来のおそれがある場合、港湾利用者を避難させるなどの安全確保対策を講じるほか、海上漂流物の効果的な回収体制の構築等について、関係者と協力して検討を進めていくものとする。

なお、港湾ターミナルの管理者は、乗客及びターミナル内に滞在する者等の避難誘導計画等を定める。

イ 空港管理者は、津波襲来のおそれがある場合、速やかに飛行場の閉鎖を行うとともに、利用者に対し、津波の来襲のおそれがある旨を周知する。

また、乗客及び空港内に滞在する者等の避難誘導計画等を定める。

### (3) 鉄道

鉄道管理者は、走行路線に津波の発生により危険度が高くなると予想される区間がある場合等における運行の停止やその他運行上の措置を講じる。

また、乗客や駅構内に滞在する者の避難誘導計画等を定める。

## 2-9-8 県自らが管理等を行う施設等に関する津波対策

### (1) 不特定かつ多数の者が出入りする施設

県が管理する庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、博物館、美術館、図書館、病院、学校等の管理上の措置はおおむね次のとおりである。なお、具体的な措置内容は施設ごとに別に定める。

ア 各施設に共通する事項

#### (ア) 津波警報等の入場者等への伝達

<留意事項>

1 来場者等が極めて多数の場合は、これらの者が円滑な避難行動をとり得るよう適切な伝達方法を検討すること。

2 指定緊急避難場所や避難経路、避難対象地域、交通規制状況その他必要な情報を併せて伝達するよう事前に検討すること。

なお、施設が海岸近くにある場合には、強い地震を感じたとき、又は弱い地震であっても長いゆっくりとした揺れを感じたときは、津波警報等が発表される前であっても、直ちに来場者等が避難できるよう、伝達方法を明示すること。

#### (イ) 入場者等の安全確保のための退避等の措置

(ウ) 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置

(エ) 出火防止措置

(オ) 水、食料等の備蓄

(カ) 消防用設備の点検、整備

(キ) 非常用発電装置の整備、県防災通信システム（地上系・衛星系）、テレビ・ラジオ・コンピュータなど情報を入手するための機器の整備

イ 個別事項

(ア) 病院、療養所、診療所等にあつては、重症患者、新生児等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保のための必要な措置

(イ) 学校、高等技術専門校、研修所等にあつては、

・当該学校等が、所在市町の定める津波避難対象地域にあるときは、避難の安全に関する措置

・当該学校等に保護を必要とする生徒等がいる場合（特別支援学校）これらの者に対する保護の措置

- ウ 社会福祉施設等にあつては、重度障がい者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全の確保のために必要な措置
- (2) 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置
- ア 災害対策本部又はその支部が設置される庁舎等の管理者は、
- (1) のアに掲げる措置を取るほか、次に掲げる措置を取る。
- また、災害対策本部等を県が管理する施設以外の施設に設置する場合はその施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請する。
- (ア) 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保
- (イ) 無線通信機等通信手段の確保
- (ウ) 災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保
- イ 市町地域防災計画に定める指定避難所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力する。
- ウ 県は、市町が行う屋内避難に使用する建物の選定に関し、県有施設の活用等も含め協力する。
- (3) 工事中の建築等に対する措置  
工事中の建築物その他の工作物又は施設については原則として工事を中断する。

※資料	1	津波予報、地震津波情報	(資料編 2-4)
	2	津波予報及び地震、津波情報の伝達系統図	(資料編 2-5)
	3	障害時における津波予報	(資料編 2-6)
	4	J-ALERTシステムの概要	(資料編 5-5)
	5	緊急輸送道路	(資料編 11-1)
	6	重要物流道路及びその代替・補完路	(資料編 11-31)
	7	大規模災害発生時の道路啓開に関する協議	(資料編 11-34)

## 第 10 章 孤立地区対策 【防災危機管理課】

津波が発生した場合に、電気、電話、道路等のライフラインが寸断されることで孤立するおそれのある地区については、市町は衛星携帯電話や臨時ヘリポート等を整備するほか、大規模災害時の情報伝達や物資輸送の手段を確保するなど、迅速な応急対策を可能にする体制を整備する。

防災条例第 27 条第 2 項、第 28 条第 5 項

### 2-10-1 県の活動

県は、災害時の孤立地区発生に備え、四国総合通信局等関係機関と連携し効果的な通信手段の研究を行うとともに、市町に対し次の措置を行う。

- (1) 情報収集手段の確保に関して必要な支援や助言
- (2) 物資輸送手段の確保に関して必要な支援や助言

### 2-10-2 市町の活動

市町は、災害時の孤立地区発生に備え、次の措置を行う。

- (1) 孤立が予想される地域の事前把握
- (2) 孤立の危険性に関する住民への周知
- (3) 外部との通信手段として、衛星携帯電話の配備やNTT西日本による特設公衆電話の事前設置、通信設備等の非常用電源の確保
- (4) 臨時ヘリポートの整備等による孤立時における緊急救出手段の確保
- (5) 孤立地区集団に対する避難指示発令を検討
- (6) 孤立を想定した食糧等の備蓄

※資料 1 愛媛県防災対策基本条例

(資料編 22-1)



## 第 1 1 章 県民生活の確保対策

【防災危機管理課、環境政策課、循環型社会推進課、保健福祉課、医療対策課、健康増進課、業務衛生課、経営支援課、農産園芸課、県立病院課、日本赤十字社、一般社団法人愛媛県医師会、一般社団法人愛媛県歯科医師会、一般社団法人愛媛県薬剤師会、公益社団法人愛媛県看護協会、公益社団法人愛媛県柔道整復師会、四国経済産業局、中国四国農政局愛媛県拠点】

県、市町等の各機関は、津波災害が発生した場合の県民の生活や安全を確保するため、食料や生活必需品等の確保、医療救護・防疫体制等の確立などに努める。

また、市町は、県への応援要求が迅速に行えるよう、あらかじめ県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくよう努める。

防災条例第 29 条

### 2-11-1 食料及び生活必需品等の確保

大規模な津波災害が発生した場合の県民の生活や安全を確保するため、平素から、食料、生活必需品、医薬品等の備蓄に努めるとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、備蓄状況の確認及び関係者間での情報共有を行う。また、民間企業や民間団体との協定の締結等により流通備蓄を推進するとともに、それらの緊急物資を各指定避難所に確実に届けるための物資供給体制の整備を図る。

なお、備蓄を行うに当たって、大規模な津波災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のように実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は指定避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努める。

輸送に関し、県、市町は、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、港湾、漁港、空港等の輸送施設及びトラックターミナル、卸売市場、展示場、体育館等の輸送拠点について把握・点検するとともに、県が開設する広域物資輸送拠点（物資拠点）、市町が開設する地域内輸送拠点（物資集積場所）を経て、各指定避難所に緊急物資を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図るほか、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておく。

物資の調達・供給活動に関し、被災者の生活の維持のため必要な生活必需品等を効率的に調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行えるよう、関係機関は、その備蓄する物資・資機材の供給や調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し情報共有を図り、相互に協力するように努める。

#### 1 四国経済産業局

- (1) 緊急に必要な生活必需品の調達先に関する情報提供
- (2) 生活必需品の緊急輸送に係る防災関係機関等との調整及び情報提供

#### 2 中国四国農政局

応急用食料・物資の供給が行えるように各関係機関との連絡体制を構築する。

#### 3 県の活動

- (1) 大規模災害発生時、市町が行う被災者援護等を支援するための緊

#### 急援護物資の備蓄

- (2) 県内における緊急に必要な食料及び生活必需品（以下「緊急物資」という。）の調達可能量の定期的な調査
- (3) 県内における緊急物資調達計画の策定
- (4) 大量調達が可能な小売業者等との災害時応援協定の締結の促進
- (5) 他の都道府県との緊急物資調達に関する相互応援協定の締結
- (6) 流通在庫がなく確保が困難な物資の備蓄の推進
- (7) 市町が行う緊急物資備蓄の推進
- (8) 緊急物資の集積所の選定及び運営管理等の検討
- (9) 県民が行う家庭内備蓄等の促進
- (10) 緊急援護物資の輸送手段の確保
- (11) 緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施及び物資の輸送拠点としての運送事業者等の施設の活用を図るための体制を整備
- (12) 被災市町が自ら物資の調達・輸送を行うことが困難な場合にも被災者に物資を確実に届けるよう、物資の要請体制・調達体制・輸送体制を整備（愛媛県救済物資供給マニュアル及び物資調達・輸送調整等支援システム等の活用による物資供給体制の強化）
- (13) 県は、多種・多様な企業・団体との災害時応援協定の締結の促進に努める。

#### 4 市町の活動

- (1) 非常持出しができない被災住民や旅行者等に対する食料の備蓄
- (2) 孤立が想定される地区における備蓄の推進
- (3) 市町内における緊急物資流通在庫調査の実施
- (4) 市町内における緊急物資調達及び配分計画の策定
- (5) 流通在庫がなく確保が困難な物資の備蓄の推進
- (6) 大量調達が可能な小売業者等との災害時応援協定の締結促進
- (7) 緊急物資の集積所の選定及び運営管理等の検討
- (8) 家庭内備蓄等の促進
- (9) 給食計画の策定

#### 5 県民の活動

- (1) 7日間程度の最低生活を確保できる緊急物資の備蓄
- (2) (1)のうち、3日分程度の非常食料を含む非常持出品の準備
- (3) 自動車へのこまめな満タン給油
- (4) 自主防災組織等による助け合い活動の推進
- (5) 緊急物資の共同備蓄の推進

### 2-11-2 飲料水等の確保

#### 1 県の活動

- (1) 民間企業との協定の締結等により、飲料水の確保に努める。
- (2) 県民及び市町が実施する水の確保対策の啓発を行う。

#### 2 市町の活動

- (1) 飲料水の備蓄を行うほか、給水設備の復旧資材の備蓄を行う。
- (2) 他の地方公共団体からの応援給水を含む応急給水計画を作成する。
- (3) 給水タンク、トラック等応急給水資機材を整備するとともに、貯水槽を設置する。

- (4) 住民及び自主防災組織等に対し、貯水や応急給水について啓発・指導を行う。
- (5) 水道工事業者等との協力体制を確立する。

### 3 県民及び自主防災組織の活動

- (1) 県民（家庭）における貯水
  - ア 貯水量は、1人1日3ℓを基準とし、世帯人数の7日分を目標とする。（うち3日分程度を非常持出用として準備）
  - イ 貯水には、水道水等衛生的な水を用いる。
  - ウ 貯水に用いる容器は、衛生的で、安全性が高く、地震動により水もれ、破損しないものとする。
- (2) 自主防災組織を中心とする飲料水の確保
  - ア 応急給水を円滑に実施するために、給水班を編成する。
  - イ 災害時に利用が予定される井戸、泉、河川、貯水槽等の水は、水質検査を実施して、市町の指導のもとに利用方法をあらかじめ検討しておく。
  - ウ 応急給水に必要なとされるポンプ、水槽、ポリタンク、次亜塩素酸カルシウム等の資機材を整備する。

## 2-11-3 物資供給体制の整備

災害が発生した場合に各指定避難所に確実に緊急物資を届けるため、平常時から緊急物資の供給体制の整備について次の措置を行う。

特に地域内輸送拠点（物資集積場所）から指定避難所等に至る輸送（ラストワンマイル）について、県及び市町は、物流事業者、自衛隊などの国の機関等様々な機関と連携して行う必要がある。

### 1 県の活動

- (1) 広域物資輸送拠点（物資拠点）の選定、点検及び運営管理方法等の検討
- (2) 市町の物資集積場所までの緊急物資の輸送手段の確保
- (3) 緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施及び物資拠点としての運送事業者等の施設の活用を図るための体制整備
- (4) 県内の被災状況等に応じた、県外の物資拠点の活用を図るための体制整備
- (5) 被災市町が自ら物資の調達・輸送を行うことが困難な場合等においても被災者に物資を確実にかつ迅速に届けるための、物資に関する情報収集・要請・調達・輸送体制の整備（物資供給マニュアルの作成や情報共有方法を検討し、物資供給体制の強化に努める。）
- (6) 物資供給に係る訓練及び研修等の実施
- (7) 緊急通行車両等への優先的な燃料供給体制の整備
- (8) 公用車及び輸送協定等を締結した民間事業者等の車両に対する緊急通行車両の事前届出制度の積極的な活用の推進

### 2 市町の活動

- (1) 地域内輸送拠点（物資集積場所）の選定、点検及び運営管理方法等の検討
- (2) 指定避難所までの緊急物資の輸送手段の確保
- (3) 被災者に物資を確実にかつ迅速に届けるための、物資に関する情報収集・要請・調達・輸送体制の整備
- (4) 緊急通行車両等への優先的な燃料供給体制の整備

- (5) 公用車及び輸送協定等を締結した民間事業者等の車両に対する、緊急通行車両の事前届出制度の積極的な活用の推進

## 2-11-4 医療救護体制の確保

防災条例第 32 条

大規模な津波災害が発生した際には、医療機関の機能低下や交通の混乱による搬送能力の低下等の事態が予想されるため、関係機関の協力のもと早期に広域的医療活動を実施し、傷病者の救護を行う。

### 1 実施方針

- (1) 被災者に対する医療救護は、原則として市町が行う。被災地の市町だけでは対応が困難な場合は、隣接市町、県、国その他の関係機関の応援を得て行う。
- (2) 県は、市町を応援・補完する立場から、市町から要請があった場合、又は医療救護の必要があると認めた場合に、救護班や災害派遣医療チーム（DMAT）を派遣し医療救護を実施する。
- (3) 災害の発生に伴い、県民の生命と健康の安全を脅かす事態が発生し、又は発生するおそれがあるときは、県は、市町の被害状況及び救急・救助活動状況等の情報を収集・把握し、健康被害の発生予防、拡大防止、治療等の広域的救護活動を迅速に実施するため、健康危機管理体制を確保し、県内外の関係機関との総合的な調整を行う。
- (4) 県及び市町は、地震被害想定調査における死傷者数等を勘案しながら自然災害や大規模事故の発生に備え策定した医療救護活動要領に基づき、救護所の設置、救護班の編成、災害派遣医療チーム（DMAT）の編成、救護病院等の患者受入れ、医薬品・医療資機材等の確保等に係る諸体制の充実を図る。
- (5) 医療救護活動の実施に当たっては、被災者のメンタルヘルスに配慮する。
- (6) 県は、災害時小児周産期リエゾンの養成に努め、災害時小児周産期リエゾンは、災害医療コーディネータと連携し、小児・周産期に係る医療救護活動の助言及び調整の支援を行う。

### 2 災害医療コーディネータの設置

- (1) 県は、被災地で必要とされる医療が迅速かつ的確に提供されるよう、行政や関係機関と連携し、指定避難所等における医療ニーズや医療機関の被災状況、患者受入れ状況等の情報収集、分析及び伝達と、それを踏まえた各種調整及び要請等を行う災害医療コーディネータを以下のとおり設置する。
  - ア 愛媛県全体の医療救護活動を統括するコーディネータとして、災害対策本部内に統括コーディネータを置く。
  - イ 各二次医療圏内の医療救護活動を調整するコーディネータとして、災害基幹拠点病院及び災害拠点病院に災害拠点病院コーディネータを置く。
  - ウ 市町内の医療救護活動を調整するコーディネータとして、公立病院コーディネータを置く。
- (2) 災害医療コーディネータは、災害時に以下の業務を行う。
  - ア 医療救護班の受入れ・派遣調整
  - イ 医療機関間の患者受入れ・搬送調整
  - ウ 医療機関の医療活動支援に係る調整
  - エ 医薬品等の調達・供給調整 等
- (3) 県及び災害医療コーディネータは、関係機関と緊密に連携し、平

常時から、県単位、地域単位でのネットワーク構築に努めるとともに、災害時の被災地内における医療ニーズの収集・把握方法や救護班の受入れ・派遣方針等についてあらかじめ検討を行う。

〔災害医療コーディネータの設置一覧〕

区 分	二次医療圏等	病院区分	設 置 病 院 名
統括 コーディネータ	全 県	災害基幹 拠点病院	県立中央病院
災害拠点病院 コーディネータ	宇 摩	災害（基 幹）拠点 病院	公立学校共済組合四国中央病院
	新居浜・西条		県立新居浜病院
	今 治		県立今治病院
	松 山		県立中央病院、松山赤十字病院、 愛媛大学医学部附属病院
	八幡浜・大洲		市立八幡浜総合病院
	宇 和 島		市立宇和島病院
公立病院 コーディネータ	新居浜・西条	公立病院	西条市立周桑病院
	松 山		久万高原町立病院
	八幡浜・大洲		市立大洲病院、市立西予市民病院
	宇 和 島		鬼北町立北宇和病院 県立南宇和病院

3 初期医療体制

(1) 市町地域防災計画への記載事項等

市町は、災害発生後の電話や道路交通等の混雑・不通により、緊急医療体制が十分に機能しない事態に対処するため、市町地域防災計画に次の事項を記載するとともに、災害医療コーディネータ、県及び関係機関と連携し、災害時の被災地内の医療ニーズの収集・把握方法や救護班の受入れ・派遣方針等について、あらかじめ検討を行い、初期医療体制を確立する。

- ア 救護所の設置箇所を定め、住民に周知を図る。
- イ 救護所等に医療救護用の資機材を備蓄する。
- ウ 管内の医療機関の協力により、救護班を編成する。
- エ 救護班の派遣要請の方法、重症者の搬出方法等を定める。
- オ 応急手当等の家庭看護の普及を図り、自主防災組織等による自主護体制の整備に努める。

(2) 救護班の種類及び編成

県は、災害時に速やかに救護班を派遣する体制を整備するため、あらかじめ救護班の種類及び編成を定めるとともに、既に締結している協定に基づき、県医師会等の協力を得ながら医療救護活動を行う。

ア 救護班の種類

- (ア) 県立病院の職員による救護班
- (イ) 日本赤十字社愛媛県支部所属職員による救護班
- (ウ) 愛媛県医師会会員による救護班
- (エ) 愛媛県歯科医師会会員による救護班
- (オ) 愛媛大学医学部附属病院、四国がんセンター、愛媛病院及び愛媛労災病院（以下「旧国立医療機関」という。）の職員による救護班
- (カ) 公的医療機関の職員による救護班

イ 救護班の編成

救護班の編成単位は、概ね医師1～2名、保健師、看護師4～5名、事務職員（自動車運転手を含む。）1～2名とする。ただし、愛媛県歯科医師会会員による救護班にあつては、概ね歯科医師1名、歯科衛生士又は歯科技工士1名、事務職員1名とする。

なお、災害及び救護業務の状況に応じて人員を増減し、また、薬剤師、助産師等の必要な技術要員を加えることができるほか、救護班の編成主体が別に定めることができる。

また、それぞれの救護班は、あらかじめ救護に必要な医薬品、衛生材料を整備し、召集連絡方法を定めておく。

#### 4 後方医療機関

##### (1) 救護病院等

ア 県は、救護所等に配置された救護班の医療で対処できない重症者及び中等症者を受け入れるため、救護病院又は救護診療所（以下「救護病院等」という。）を選定する。なお、救護病院として全ての病院を選定し、救護診療所は、旧町村の区域で病院がなくかつ公立の診療所がある場合に1箇所程度選定する。

イ 県は、救護病院等の収容可能患者数をあらかじめ把握する。

ウ 救護病院等は、災害が発生した際に速やかに救護班を派遣できる体制を整備する。

エ 救護病院等は、入院患者の移送及び通院患者への適切な対応を含めた災害対策マニュアル及び業務継続計画の作成に努めるとともに、職員に周知徹底を図るほか、防災訓練の実施や参加により実効性の向上に努める。

オ 救護病院等は、津波に対する安全性の確保に配慮するとともに、代替エネルギーシステムや電動車の活用を含め自家発電設備、貯水槽等の整備を図り、停電時、断水時でも対応できるように努める。また、災害による交通・通信の遮断を想定し、他地域からの支援が得られるまでの間の救護活動に必要な医薬品、診療材料、医療機器等の備蓄に努める。

カ 救護病院等のうち災害医療コーディネータの設置病院は、衛星電話等の通信手段の確保をはじめ、災害医療コーディネータが行う地域内の医療救護の調整・実施に必要な機能や体制の充実に努める。

##### (2) 災害（基幹）拠点病院

ア 県は、災害時における広域的な地域医療の拠点として、救護病院の中から災害拠点病院を二次医療圏ごとに原則1箇所（松山圏域にあつては2箇所）指定する。災害拠点病院は、災害に耐えられる機能や構造を有し、救護所等から搬送された入院治療を要する傷病者を受け入れるとともに、救護班の派遣や地域の医療機関へ応急用資器材等の貸出しを行う機能を有するものとする。

イ 県は、災害基幹拠点病院を県内に1箇所指定する。災害基幹拠点病院は、災害拠点病院としての機能を強化し、災害医療に関して中心的な役割を担うとともに、訓練・研修機能を有するものとする。そのため、県及び統括コーディネータと一体となり、災害拠点病院と連携し、県全体の医療救護の調整を行い、実施するものとする。

ウ 災害（基幹）拠点病院は、災害医療コーディネータが行う圏域内の医療救護の調整・実施に必要な機能や体制の充実に努める。

エ 災害（基幹）拠点病院は、災害発生時における多数の患者の発生に対応するため、入院患者については通常時の2倍、外来患者については通常時の5倍程度の受入れが可能なスペースの確保と

簡易ベッド等の整備に努める。

オ 災害（基幹）拠点病院は、災害発生直後に必要な救急用医薬品、衛生材料及び救護班が携行する医療機材、トリアージ（緊急度判定に基づく治療順位の決定）・タッグ等の整備に努め、災害時における救護班の編成及び傷病者の受入れが速やかに行えるよう医療要員の非常参集体制を構築する。

カ 災害（基幹）拠点病院は、平常時の6割程度の発電容量のある自家発電機等の保有と、3日分程度の備蓄燃料の確保に努める。また、平常時より病院の基本的な機能を維持するために必要な設備について、自家発電機等から電源の確保が行われていることや、非常時に使用可能なことを検証する。

キ 災害（基幹）拠点病院は、少なくとも3日分の容量の受水槽の保有、停電時にも使用可能な地下水利用のための設備の整備（井戸設備を含む。）、優先的な給水協定の締結等により、災害時の診療に必要な水の確保に努める。

ク 災害（基幹）拠点病院は、衛星電話の保有等、衛星回線インターネットが利用できる環境を整備するとともに、複数の通信手段の保有に努める。

ケ 災害（基幹）拠点病院は、3日分程度の食料、飲料水、医薬品等の備蓄に努める。

コ 県は、災害（基幹）拠点病院について、津波に対する安全性の確保に配慮するとともに、衛星電話、備蓄倉庫、自家発電装置、受水槽、ヘリポート等の施設や設備の整備を推進する。

区 分	二次医療圏等	病 院 名
災害基幹 拠点病院	全 県	県立中央病院
災害拠点 病院	宇 摩	公立学校共済組合四国中央病院
	新居浜・西条	県立新居浜病院
	今 治	県立今治病院
	松 山	松山赤十字病院、愛媛大学医学部附属病院
	八幡浜・大洲	市立八幡浜総合病院
	宇 和 島	市立宇和島病院

### (3) 三次救急医療施設

ア 三次救急医療施設は、重篤救急患者の救命医療を行うための高度な診療機能を災害時においても確保するため、施設の耐震性及びライフライン維持機能の強化を図り、医薬品等医療資機材の備蓄に努める。

イ 災害時に多発する多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷等の重篤救急患者に対する診療機能の充実を図る。

区 分	病 院 名
三次救急 医療施設	東予救命救急センター（県立新居浜病院）
	県立中央病院救命救急センター
	南予救命救急センター（市立宇和島病院）
	愛媛大学医学部附属病院

### (4) 災害拠点精神科病院

ア 県は、災害時における広域的な精神科医療の拠点として、災害拠点精神科病院を県における精神科医療の提供体制の実態などを

考慮し、必要な数を（少なくとも1箇所以上）指定する。災害拠点精神科病院は、災害に耐えうる機能・構造を有し、災害派遣医療チーム（DMAT）と協力して被災した精神科病院等から患者搬送し、精神疾患を有する患者を受け入れるとともに、災害派遣精神医療チーム（DPAT）の派遣機能を有するものとする。

イ 災害拠点精神科病院は、災害時においても、医療保護入院、措置入院等の精神保健及び精神障害者の福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に基づく精神科医療を行うための診療機能を有し、災害時における精神医療に関して中心的な役割を担うとともに、訓練・研修機能を有するものとする。

ウ 災害拠点精神科病院は、DPAT統括者が行うDPATの派遣調整・実施に必要な機能や体制の充実に努める。

エ 災害拠点精神科病院は、災害時においても、精神疾患を有する患者の受入れや、一時的避難所としての機能を有すること。

オ 災害拠点精神科病院は、必要な医薬品、衛生材料及びDPATが携行する医療機材、トリアージ（緊急度判定に基づく治療順位の決定）・タグ等の整備に努め、災害時におけるDPATの編成及び精神疾患を有する患者の受入れが速やかに行えるよう医療要員の非常参集体制を構築する。

カ 災害拠点精神科病院は、自家発電機等の保有と、3日分程度の備蓄燃料の確保に努める。また、平常時より病院の基本的な機能を維持するために必要な設備について、自家発電機等から電源の確保が行われていることや、非常時に使用可能なことを検証する。

キ 災害拠点精神科病院は、適切な容量の受水槽の保有、停電時にも使用可能な井戸設備の整備、優先的な給水協定の締結等により、災害時の診療に必要な水の確保に努める。

ク 災害拠点精神科病院は、衛星電話の保有等、衛星回線インターネットが利用できる環境を整備するとともに、複数の通信手段の保有に努める。

ケ 災害拠点精神科病院は、3日分程度の食料、飲料水、医薬品等の備蓄に努める。

コ 県は、災害拠点精神科病院について、浸水防止対策など風水害に対する施設の耐性強化を図るとともに、衛星電話、備蓄倉庫、自家発電装置、受水槽、等の施設や設備の整備を推進する。

区分	二次医療圏等	病院名
災害拠点精神科病院	全 県	松山記念病院

## 5 広域的救護活動の調整

- (1) 県は災害医療コーディネータとともに、市町の行う医療救護活動の総合調整と市町だけでは対応が困難な場合の応援・補完を行うため、広域的な救護班や災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣、医薬品、医療機材の搬送、重症・重篤患者の受入れを調整し、医師等の医療関係者の不足及び医薬品、医療機材の不足に対処する。
- (2) 県は、自ら十分な医療活動が実施できない場合は、他県や国に対し、救護班や災害派遣医療チーム（DMAT）等の派遣及び傷病者の受入れを要請するとともに、他県等からの派遣の受入れ等を調整する。
- (3) 保健所は災害医療コーディネータとともに、被災地域において、



医療救護活動に必要な情報を収集・提供し、県、市町、関係団体等との連携を図りながら、被災者に対する健康管理、防疫活動等の総合的な調整を行う。

- (4) 県は、被災地域の精神保健医療機能が一時的に低下する等必要と認められる場合は、国に対し災害派遣精神医療チーム（DPAT）の派遣を要請するとともに、受入れ、派遣を調整する。

## 6 広域医療搬送

県は、被災地域内で対応困難な重症患者を被災地域外に搬送し、緊急の治療を行う広域医療搬送を実施するため、広域医療搬送拠点や航空搬送拠点臨時医療施設（ステージングケアユニット：SCU）を松山空港に設置する。なお、広域医療搬送の円滑かつ迅速な実施に向け、国や関係機関と連携し、運営方針、協力・連携機関等に係る計画をあらかじめ定める。

## 7 災害情報の収集・連絡体制の整備

県及び市町は、医療機関の被害状況や医療機関における収容負傷者の状況、医療従事者の活動状況を把握するため、消防、医療機関等をネットワーク化した愛媛県広域災害・救急医療情報システム（えひめ医療情報ネット）の活用を図るなど情報通信手段の充実・強化に努める。

## 8 難病患者等の状況把握

県及び市町は、平常時の保健医療活動を通じて、難病患者、精神疾患等の慢性疾患患者、人工呼吸器や人工透析等の在宅医療を受けている患者の状況と医療を提供できる機関に関する情報の把握に努める。

## 9 医薬品、医療資機材等の確保体制の整備

- (1) 県は、緊急援護物資備蓄の一環として、医薬品等を保健所に分散備蓄するほか、救護班及び後方医療機関が行う救護医療活動のために必要な医薬品等の必要物資の確保に関して、関係機関と連携のう え、流通在庫の調達に努める。
- (2) 市町は、避難生活に必要な医薬品等の備蓄に努める。

## 10 災害医療に関する普及啓発、研修、訓練の実施

- (1) 県及び市町は、一般住民に対する緊急蘇生法などの家庭看護、トリアージの意義やメンタルヘルスなどの災害時における医療救護、献血者登録等に関する普及啓発に努めるとともに、医療及び行政関係者に対する災害医療に関する研修・訓練の実施・参加を推進する。
- (2) 災害（基幹）拠点病院は、地域の医療機関等と連携し、定期的な訓練の実施に努める。

## 11 県民及び自主防災組織が実施すべき事項

県民及び自主防災組織は、医療救護を受けるまでの応急手当の技術の習得、軽度の傷病に対応できる医薬品等の備蓄に努める。

県民は、献血者登録に協力する。

## 2-11-5 防疫・衛生活動の確保

津波災害の発生に伴う感染症の発生と流行を未然に防止するため防疫体制を確立するほか、食品の衛生監視に係る総合的な体制を整備する。

また、複数の自治体にまたがる食中毒の集団発生時における広域情報緊

急処理体制を構築する。

## 1 県が実施すべき事項

- (1) 防疫の実施について、国及び他の都道府県と協議する。
- (2) 詳細な感染症対応マニュアルを作成する。
- (3) 予防教育や広報活動により、食品衛生及び感染症予防に関する普及啓発を図る。
- (4) 食品衛生・消毒方法等を指導する。

## 2 市町が実施すべき事項

- (1) 防疫実施計画を作成する。
- (2) 防疫用薬剤の調達計画を作成する。
- (3) 災害発生時に直ちに防疫活動が実施できる体制を整備する。
- (4) 住民が行う防疫活動及び保健活動について普及啓発を図る。

### 2-11-6 保健衛生活動体制の整備

津波災害の発生に伴う被災者の健康保持のために必要な保健衛生活動を行うための体制を迅速に整備する。

#### 1 情報収集体制の整備

県及び市町は、地震災害時に保健衛生活動に必要な情報の迅速かつ正確な収集・連絡等を行うための体制整備に努める。

#### 2 保健衛生活動に関する体制整備

県及び市町は、津波発災後迅速に保健師等による保健衛生活動が行えるよう体制を整備する。また、必要に応じ、保健師、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）等の派遣・受入れが可能となる体制の整備、災害時保健衛生活動マニュアルの整備、研修、訓練の実施等体制整備に努める。

### 2-11-7 し尿処理体制の確保

#### 1 県が実施すべき事項

- (1) 緊急援護物資備蓄の一環として、ポータブルトイレ及びトイレ用品を備蓄する。
- (2) 民間事業者と締結した協定に基づき災害時の仮設トイレの確保を行う。
- (3) 公益社団法人愛媛県浄化槽協会と締結した協定に基づき、浄化槽の緊急点検及び応急復旧等を行う。

#### 2 市町が実施すべき事項

- (1) 被害想定に基づき発生するし尿の応急処理体制を確保する。
- (2) し尿処理施設の選定及び仮設トイレ等の資機材を備蓄する。

#### 3 県民が実施すべき事項

- (1) し尿の自家処理に必要な器具等を準備する。
- (2) 自主防災組織の清掃班を中心として、資機材の点検を行い、必要に応じ仮設トイレの設置場所を選定する。

## 2-11-8 ごみ処理体制の確保

### 1 県が実施すべき事項

「愛媛県廃棄物処理計画」に基づき市町に対し、ごみ処理体制の確保を要請する。

### 2 市町が実施すべき事項

- (1) 被害想定に基づき発生する廃棄物の応急処理計画を定める。
- (2) 住民及び自主防災組織に対し、廃棄物の応急処理方法や廃棄物を処理する上での役割分担を明示し、協力を求める。
- (3) ごみの臨時収集場所の選定及び清掃のための資材について準備する。

### 3 県民が実施すべき事項

- (1) ごみの自家処理に必要な器具等を準備する。
- (2) 自主防災組織の清掃班が中心となり、地域ごとに住民が搬出するごみ置場を選定するとともに、ごみ処理資材の準備をする。

## 2-11-9 災害廃棄物処理体制の整備

### 1 県が実施すべき事項

- (1) 「愛媛県災害廃棄物処理計画」により、市町に対し、災害廃棄物の処理方針を周知する。
- (2) 一般社団法人えひめ産業資源循環協会と締結した協定に基づき、適正に災害廃棄物を処理する。
- (3) 廃棄物関係民間事業者に関する情報のデータベース化を図る。

### 2 市町が実施すべき事項

市町は、あらかじめ市町災害廃棄物処理計画を策定し、災害時に発生する災害廃棄物の処理体制の整備及び仮置場の確保に努めるものとし、県はその整備に協力する。

※資料	1	緊急援護物資	(資料編 10-1)
	2	緊急援護物資管理及び輸送体制	(資料編 10-2)
	3	市町備蓄物資一覧表	(資料編 10-3)
	4	米穀の調達に関する協定書	(資料編 10-5)
	5	災害救助に必要な物資の調達に関する協定	(資料編 10-6)
	6	災害時における自動車の燃料等の調達及び帰宅困難者等の支援に関する協定	(資料編 10-7)
	7	災害時における生活必需物資の調達に関する協定	(資料編 10-8, 9)
	8	災害時における救援物資提供に関する協定書	(資料編 10-16)
	9	災害時における物資の調達に関する協定	(資料編 10-14, 21)
	10	災害時における物資供給及び店舗の営業継続又は早期再開に関する協定	(資料編 10-22)
	11	災害時における物資の供給及び被災者等への支援に関する協定	(資料編 10-23)
	12	災害時における物資の保管等に関する協定	(資料編 11-29)
	13	危機事象発生時の四国4県広域応援に関する基本協定	(資料編 17-4)
	14	中国・四国地方の災害発生時の広域支援に関する協定	(資料編 17-7)
	15	全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定	(資料編 17-10)
	16	救護班の編成と収容施設一覧表	(資料編 7-1)

17	災害時の医療救護に関する協定（愛媛県医師会）	（資料編 7-2）
18	災害時の医療救護に関する協定（愛媛県看護協会）	（資料編 7-3）
19	災害時の医療救護に関する協定（愛媛県歯科医師会）	（資料編 7-4）
20	災害時の医療救護に関する協定（愛媛県薬剤師会）	（資料編 7-5）
21	災害時に必要な医薬品等の調達に関する協定	（資料編 7-6）
22	災害時の柔道整復師支援活動に関する協定（愛媛県柔道整復師会）	（資料編 7-7）
23	日本赤十字社愛媛県支部救護班の編成と資器材保有状況	（資料編 7-8）
24	災害時における被災者支援に関する協定（愛媛県葉事振興会）	（資料編 7-9）
25	災害時における医療ガス等の供給に関する協定	（資料編 7-10）
26	災害時のリハビリテーション支援活動に関する協定	（資料編 7-14）
27	災害時における医療機器等の供給に関する協定（愛媛県医療機器販売業協会）	（資料編 7-15）
28	災害時における災害廃棄物等の処理等の協力に関する協定	（資料編 9-7）
29	愛媛県災害廃棄物処理計画概要版	（資料編 9-8）
30	市町災害廃棄物処理計画策定ガイドライン	（資料編 9-9）
31	災害時における仮設トイレの供給に関する協定	（資料編 9-10）
32	災害時における浄化槽の点検・復旧等に関する協力協定	（資料編 9-11）

## 第12章 要配慮者の支援対策

### 【防災危機管理課、観光国際課、保健福祉課、健康増進課、子育て支援課、障がい福祉課、長寿介護課、特別支援教育課】

県、市町及び社会福祉施設等管理者は、外国人（旅行者含む）も含めた要配慮者の安全を確保するため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、NPO・ボランティア等、国際交流協会等の多様な主体の協力を得ながら、平常時から要配慮者に関する情報の把握及び関係者との共有や情報伝達体制を整備するとともに、防災担当部局と福祉担当部局等が連携して、避難行動要支援者の避難支援計画の作成など避難誘導體制の整備、適切な避難行動に関する理解の促進、避難訓練の実施に努める。

また、市町は、計画等の策定に当たっては、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を借り上げる等、多様な避難所の確保に努めるほか、プライバシーの確保や男女、国籍等のニーズの違い等に配慮する。

防災条例第28条第6項

#### 2-12-1 県の活動

- (1) 県は、市町及び社会福祉施設等管理者と連携して、施設利用者の受入れや介護職員等の派遣体制の整備など、広域的な観点に基づいた要配慮者の支援対策を行うとともに、外国人向けの防災対策を促進するため、県内及び県外の自治体や国際交流協会等と連携・協力し、災害時の多言語対応支援等を行う災害多言語支援センターの設置など、市町に対する支援体制の構築に努めるほか、外国人が、より正確な情報を円滑に入手できるよう、外国人旅行者向けプッシュ型情報発信アプリ「Safety tips」や愛媛県避難支援アプリ「ひめシェルター」等の普及に努める。
- (2) 県は、市町が設置する福祉避難所の運営訓練や物資配備等に必要な支援に努める。
- (3) 県は、避難所等における要配慮者支援のため、愛媛県災害リハビリテーション連絡協議会等関係団体と連携し、災害時要配慮者支援チームの編成及び充実に努める。

#### 2-12-2 市町の活動

- (1) 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等
  - ア 市町は、市町地域防災計画において、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定める。
  - イ 市町は、市町地域防災計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新する。
  - ウ 市町は、市町地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職（介護支援専門員、相談支援専門員等）、社会福祉協議会、民生委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努める。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新する

とともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないように、個別避難計画情報の適切な管理に努める。

## (2) 避難体制の確立

ア 市町は、避難支援等に携わる関係者として市町地域防災計画に定めた消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないように、名簿情報の適切な管理に努める。

イ 市町は、市町地域防災計画に定めるところにより、消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、または、当該市町の条例の定めがある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供する。また、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

ウ 市町は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をする。

エ 市町は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

オ 市町は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。

カ 指定避難所や避難路の指定に当たっては、地域の特性を踏まえるとともに、要配慮者、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者（発達障がいを含む。）、難病患者、妊産婦及び乳幼児、病弱者等避難生活に特別の配慮のための福祉避難所の設置を進めるほか、言語、生活習慣、防災意識等の異なる外国人への対策を講じるなど、要配慮者の利便性や安全性にも十分配慮する。

## (3) 防災教育・訓練の充実

要配慮者が自らの対応能力を高めるため、個々の要配慮者の態様に合わせた防災教育や防災訓練の充実強化を図る。

## 2-12-3 社会福祉施設等管理者の活動

### (1) 組織体制の整備

社会福祉施設等管理者は、災害の発生に備え、あらかじめ施設内の防災体制の整備、動員計画や緊急連絡体制等の確立に努める。

また、同管理者は、市町や他の類似施設、地域の自主防災組織等

と連携を図りながら災害時の協力体制づくりに努める。

(2) 緊急連絡体制の整備

市町の協力を得て、緊急時における情報伝達の手段、方法を確立するとともに、災害時における施設相互間の緊急連絡体制の整備・強化に努める。

(3) 防災教育・訓練の充実

市町の協力を得て、災害時において施設利用者等が適切な行動がとれるよう防災教育を行うとともに、利用者の実態に応じた防災訓練を定期的実施するよう努める。

(4) 物資等の備蓄

災害時に施設利用者等の生活維持に必要な食料、飲料水、介護用品等の備蓄を行うほか、予想される災害の種類に応じた防災資機材や非常用自家発電機等の整備に努める。

(5) 具体的計画の作成

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するものとする。

※資料 1 愛媛県防災対策基本条例

(資料編 22-1)

## 第 1 3 章 広域的な応援体制の整備

### 【防災危機管理課、消防防災安全課、技術企画室、道路維持課、県警本部】

防災条例第 30 条

県、市町及びその他関係機関は、大規模災害が発生した場合に、円滑な広域応援活動が行えるよう、あらかじめ相互応援及び広域一時滞在に関する協定を締結するとともに、実効性の確保に留意して具体的な応援活動を実施できる体制の整備を進める。

県及び市町は、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努める。

協定の締結に当たっては、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な地震災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結も考慮する。

また、県、市町は、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努める。

#### 2-13-1 全県的な消防相互応援体制の整備

知事、県内の全市町長及び消防機関の長が締結している「愛媛県消防広域相互応援協定」及び「愛媛県消防団広域相互応援協定」の具体的な運用については、「愛媛県消防広域相互応援計画」の定めるところによる。

#### 2-13-2 全県的な防災相互応援体制の整備

県内各市町長は、消防以外の分野について、他の市町に対する応援を求める場合を想定し、あらかじめ全県的な防災広域相互応援協定を締結するよう努めるとともに、具体的な運用を定めたマニュアルを整備する。

県と市町が締結している協定等は、次のとおりである。

- (1) 災害時における愛媛県市町相互応援に関する協定
- (2) 災害時における愛媛県市町相互応援に関する協定に基づく運用マニュアル

#### 2-13-3 他県との広域的な応援体制の整備

県は、四国、中四国、関西広域連合及び全都道府県の各知事とあらかじめ大規模災害時の広域応援に関する協定を締結するとともに具体的な応援・受援計画を整備する。

なお、県が締結している広域応援協定等は次のとおりである。

- (1) 危機事象発生時の四国 4 県広域応援に関する基本協定
- (2) 危機事象発生時の四国 4 県広域応援に関する基本協定実施細目
- (3) 危機事象発生時の四国 4 県広域応援に関する基本協定に基づく支援・受援マニュアル
- (4) 愛媛県広域応援計画・受援計画
- (5) 中国・四国地方の災害等発生時の広域支援に関する協定
- (6) 中国・四国地方の災害発生時の広域支援に関する協定に基づく支援・受援マニュアル
- (7) 関西広域連合と四国知事会との災害時の相互応援に関する協定
- (8) 全都道府県における災害時等の広域応援に関する協定
- (9) 全都道府県における災害時等の広域応援に関する協定実施細目



- (10) 全国知事会災害対策本部等設置要綱
- (11) 原子力災害時の広域応援に関する協定

## 2-13-4 緊急消防援助隊の編成

県外への消防広域応援については、都道府県単位で設置した緊急消防援助隊を中心に応援隊を派遣するものとし、本県の緊急消防援助隊の部隊編成は、次のとおりとする。

なお、今後とも、緊急消防援助隊を充実強化するとともに、実践的な訓練等を通じて、人命救助活動等の支援体制の整備に努める。

- (1) 航空指揮支援隊
- (2) 県大隊指揮隊
- (3) 統合機動部隊指揮隊
- (4) N B C 災害即応部隊指揮隊
- (5) 土砂・風水害機動支援部隊指揮隊
- (6) 消火小隊
- (7) 救助小隊
- (8) 救急小隊
- (9) 後方支援小隊
- (10) 通信支援小隊
- (11) 特殊災害小隊
- (12) 特殊装備小隊
- (13) 水上小隊
- (14) 航空小隊
- (15) 航空後方支援小隊

## 2-13-5 警察災害派遣隊の編成

県警察は、大規模災害が発生し、又は発生しようとしている場合に、被災地又は被災が予想される地域において活動する警察災害派遣隊を次のとおり編成し、実践的な訓練、装備資機材の充実を通じて、広域的な応援体制の整備を図る。

- (1) 即応部隊
- (2) 一般部隊

## 2-13-6 広域防災拠点の整備

県は、大規模災害が発生した場合に、広域的な応援活動が円滑に実施されるように、防災関係機関が応急対策活動を行うための展開拠点となる施設及び他県から輸送される救援物資の中継拠点となる施設をあらかじめ広域防災拠点として選定するとともに、その整備に努める。

広域防災拠点は、次の事項に留意のうえ、東予、中予、南予それぞれの地域に分散して選定する。

- (1) 交通アクセスに優れていること
- (2) 被災が想定されない安全区域内にあること
- (3) 活動に必要な敷地や建物を有すること
- (4) 建物については、耐震性等安全な構造を有すること
- (5) 地方本部や市町、関係機関等との連携に優れていること
- (6) 一定期間の継続使用が可能であること
- (7) 他の防災関係の指定とできるだけ重複していないこと

なお、災害時に近隣県の物資拠点を相互に利用できるよう広域的な視野で検討を行う。

また、県は、防災機能を有する道の駅を地域の防災拠点として位置付けるとともに、道の駅の各施設管理者は、その機能強化に努める。

## 2-13-7 受援計画の策定・運用

県は、大規模災害が発生した場合に、自衛隊・消防・警察などの救助機関等や食料・飲料水・生活必需品等の物資を円滑に被災地や被災者へ届けるため、選定した広域防災拠点を中心として、支接受入の基本的な体制や手順等について定めた受援計画（「愛媛県広域防災活動要領」。以下「県計画」という。）を策定する。

市町は、県計画と連携した受援計画を策定することとし、県はこれを積極的に支援する。

なお、策定した県計画は、訓練等を通じて実効性を高めるとともに、防災を取り巻く状況及び知見の変化、自治体及び関係機関の防災体制の変更等に応じ、柔軟に見直しを行うほか、県は市町や関係機関等に対し、県計画と連携した受援計画の策定を働きかける。

県及び市町は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努める。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行う。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。

また、県及び市町は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。

※資料	1	災害時における愛媛県市町相互応援に関する協定	(資料編 17-1)
	2	災害時における愛媛県市町相互応援に関する協定に基づく運用マニュアル	(資料編 17-2)
	3	危機事象発生時の四国4県広域応援に関する基本協定	(資料編 17-3)
	4	危機事象発生時の四国4県広域応援に関する基本協定実施細目	(資料編 17-4)
	5	危機事象発生時の四国4県広域応援に関する基本協定に基づく支援・受援マニュアル	(資料編 17-5)
	6	愛媛県広域応援計画・受援計画	(資料編 17-6)
	7	中国・四国地方の災害発生時の広域応援支援に関する協定	(資料編 17-7)
	8	中国・四国地方の災害発生時の広域支援に関する協定に基づく支援・受援マニュアル	(資料編 17-8)
	9	関西広域連合と四国知事会との災害時の相互応援に関する協定	(資料編 17-9)
	10	全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定	(資料編 17-10)
	11	全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定実施細目	(資料編 17-11)
	12	全国知事会災害対策本部等設置要綱	(資料編 17-12)
	13	四国地方における災害時の応援に関する申し合わせ	(資料編 17-13)
	14	災害復旧技術専門家派遣制度	(資料編 17-14)
	15	災害発生時における緊急的な応急対策業務に関する包括的協定	(資料編 17-15)
	16	緊急消防援助隊受援計画	(資料編 17-16)
	17	緊急消防援助隊愛媛県隊応援等実施計画	(資料編 17-17)
	18	広域防災拠点	(資料編 17-21)
	19	愛媛県広域防災活動要領（概要）	(資料編 17-22)
	20	広域防災拠点用資機材一覧表	(資料編 17-23)
	21	愛媛県消防広域相互応援協定	(資料編 4-2)
	22	愛媛県消防広域相互応援計画	(資料編 4-3)
	23	愛媛県防災対策基本条例	(資料編 22-1)



## 第14章 情報通信システムの整備

### 【防災危機管理課、消防防災安全課、スマート行政推進課、デジタルシフト推進課、県警本部】

県、市町及びその他防災関係機関は、災害時における情報通信の重要性に鑑み、平常時から大規模地震災害の発生に備え、災害情報を迅速かつ的確に把握し、的確な防災対策を実施できるよう、情報通信システムの高度化及び多重化を図るほか、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。

特に、効果的・効率的な防災対策を行うため、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、デジタル技術の活用に取り組むものとする。

また、大規模津波等の災害時において、通常の通信手段が確保できない場合を考慮し、平素から他機関等の通信手段が利用できるよう代替ルートについて検討しておくとともに、愛媛県非常通信協議会との連携に努める。

#### 2-14-1 情報収集・連絡体制の整備

県、市町及びその他防災関係機関は、大規模津波等の災害時において迅速かつ的確な災害情報等の収集・連絡が行えるよう、平素から情報伝達ルートの多重化及び情報収集・連絡体制の明確化等による体制の確立に努める。その際、夜間休日等の勤務時間外においても対応できるように配慮する。

##### 1 県の役割

- (1) 機動的な情報収集活動を行うため、消防防災ヘリコプター及びヘリコプターテレビ電送システム、無人航空機や固定カメラ等の運用管理及び県警ヘリコプターとの連携に努めるなど、各機関において多様な情報収集手段を活用できる体制の整備、画像情報の収集・連絡システムの整備を推進する。  
また、四国地方整備局の光ファイバーネットへの接続により情報共有を図る。
- (2) 被災現場等において情報の収集・連絡に当たる要員確保体制の整備に努める。
- (3) 地上の災害の影響を受けない衛星通信の利用を図るため、県と市町等を結ぶ衛星通信ネットワークの運用管理に努める。
- (4) 緊急時における総理大臣官邸、内閣府等、国との通信手段を確保するため、中央防災無線網に接続する通信回線の運用管理に努める。
- (5) 地震観測体制を強化するため設置している震度情報ネットワークシステムや、全国瞬時警報システム（J-ALERT）その他の災害情報等を瞬時に伝達するシステムの運用管理に努める。
- (6) 被災市町から県への被災状況の報告ができない場合を想定し、県職員を被災市町に派遣し情報収集する体制を確保し、その情報収集活動に必要な衛星携帯電話などの通信連絡手段の整備や情報収集要領の作成に努める。
- (7) 国〔内閣府等〕、公共機関及び地方公共団体と情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報を、共通のシステム（総合防災情報システム及びSIP4D（基盤的防災情報流通ネットワーク：Shared Information Platform for Disaster Management））に集約できるよう努める。

##### 2 市町の役割

- (1) 防災行政無線をはじめ多様な通信手段の整備を図るとともに、その運用管理に努める。
- (2) 被災現場等において情報の収集・連絡に当たる要員確保体制の整備に努める。
- (3) アマチュア無線の活用体制の整備に努める。
- (4) 孤立地区対策として、防災行政無線による連絡体制のほか、衛星携帯電話や臨時ヘリポートの整備に努める。
- (5) 被災者等への情報伝達手段として、公衆無線LAN環境や携帯電話による、要配慮者にも配慮した多様な通信手段の整備に努めるものとする。

##### 3 防災関係機関の役割

- (1) 愛媛県非常通信協議会と連携し、毎年、通信体制の総点検及び非常通信訓練を実施するよう努める。
- (2) 被災現場等において情報の収集・連絡に当たる要員確保体制の整備に努める。
- (3) 災害時に有効な衛星携帯電話等移動通信系の整備を図る。

- (4) NTTの災害時優先電話等の配備について確認するとともに、その取扱い、運用方法等の習熟に努める。
- (5) 電気通信事業者は、通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図るものとする。

## 2-14-2 通信施設の整備

通信施設管理者は、防災上重要な通信施設、設備等については、次により点検、整備等を行い、災害応急対策の円滑な実施を確保する。

また、被災者等への情報伝達手段として、特に市町防災行政無線（戸別受信機も含む）の整備を図るとともに、携帯電話を含め、IP告知端末等要配慮者にも配慮した多様な通信手段の整備に努める。

なお、通信施設の設置の際には、非常用電源設備を整備するとともに、無線設備等の保守点検の実施や的確な操作の徹底を図るほか、専門的な知見・技術をもとに耐震性及び耐浪性のある堅固な場所へ設置する。

- (1) 通信施設（予備電源、非常用電源設備を含む。）を点検するとともに、動作状態を確認し必要な措置を講じる。
- (2) 充電式携帯無線については、完全充電を行うとともに、予備電池を確保するなど、適正な維持管理に努める。
- (3) 非常用電源設備を整備するとともに、高潮や浸水が予想される地域にある施設は、通信機及び非常用電源設備の高所への移設設置等必要な措置を講じる。
- (4) 中継局には定期的に保守要員を派遣し、点検を行い、必要に応じて待機させる体制を整える。

## 2-14-3 防災情報システムの拡充整備

### 1 基本方針

大規模津波の発生に備え、防災対策上特に重要な役割を担う情報収集・連絡体制を確保するため、通信のデジタル化と相互接続により、地上無線回線、衛星回線、有線回線など多様な通信回線をシームレスで利用できる防災通信システムを構築するとともに、消防防災ヘリコプターテレビ電送システム、無人航空機や固定カメラ等による被災地映像や四国地方整備局からの映像情報の収集などにより、迅速かつ的確な応急対策活動が実施できるよう、防災情報システムの拡充整備に努める。

### 2 県の対応

県、市町、防災機関等を大容量の有線ブロードバンド及び無線回線で接続し、被災現場の映像や気象情報等を配信する通信システムの運用に努め、広域調整を踏まえた災害対応支援機能の整備を図る。

また、県及び市町等を衛星回線（地域衛星通信ネットワーク）で接続して代替の通信経路の確保に努めるほか、インターネット等を利用し、防災情報を必要に応じ県民に提供できるよう努める。衛星インターネットの導入によるインターネットへの接続回線の多ルート化や、県災害情報システムの導入による情報共有機能の強化に努める。

さらに、インターネット等を利用し、防災情報を必要に応じ県民に提供できるよう努める。

### 3 市町の対応

防災関係機関との防災情報の共有化を推進する。

### 4 県民の対応

防災関係機関からの防災情報について、情報収集手段の確保に努める。

## 2-14-4 航空消防防災システムの整備

### 1 消防防災ヘリコプターの活用

消防防災ヘリコプターにより、津波発生時における情報収集や応急対策等を効果的に実施するとともに、「愛媛県消防防災ヘリコプター応援協定」及び「愛媛県消防防災ヘリコプター運航管理要綱」に基づき、救急・救助・消火等の消防活動を迅速かつ確に行う。

## 2 ヘリコプター離着陸場の整備拡充

市町は、孤立のおそれがある地域を対象にヘリコプター離着陸場の確保及び整備拡充に努め、災害時における、緊急輸送施設としても活用できるようあらかじめ関係機関と協議を行っておくとともに、必要に応じて、通信機器等の機材の備蓄に努める。

## 3 県警察、自衛隊及び海上保安庁との連携

津波災害情報の収集・伝達、被災地への救援物資輸送、消火、救急救助活動等については、県警察、自衛隊及び海上保安庁のヘリコプターと密接な連絡を行いながら、その連携強化に努める。

## 2-14-5 津波発生時の職員参集システムの整備

地震津波発生時において、より迅速、確実な初動体制を確立するため、次のシステムの強化を図る。

### 1 防災メール等の整備

県及び市町は、勤務時間外における地震津波に対する初動体制を確立するため、気象庁が発表する地震津波情報等を受信して、防災関係職員の携帯電話等へ情報を発信して非常参集を行う「防災メール」等の運用に努める。

### 2 震度情報ネットワークシステムの整備

県は、県内全市町に地震計を設置し、地震発生後、即時に県内各地の震度データを県庁で収集して、初動体制の確立を目的とした震度情報ネットワークシステムの運用に努める。

また、このシステムにより収集した震度データについては、震度4以上の場合、直ちに、国（消防庁）へ伝達し、迅速な応援体制の確立に資する。

## 2-14-6 放送施設

放送施設の被害を最小限にとどめるとともに、被害が発生したときは、迅速適切な応急措置により施設の機能維持に努めるほか、施設全般について、早期復旧を図るほか、被害原因の調査に基づく施設改良に努め、平常時から適切に次の措置を講じる。

- (1) 放送設備・局舎防災設備基準の設定及びこれに基づく措置
- (2) 電源設備障害時の措置
- (3) 送受信施設及び空中線設備障害時の措置
- (4) 建設途上の施設障害時の措置
- (5) 施設復旧措置
- (6) その他必要な措置

※資料	1	愛媛県震度情報ネットワークシステム	(資料編 5-4)
	2	J-ALERTシステムの概要	(資料編 5-5)
	3	愛媛県防災通信システム（地上系・衛星系）回線構成図	(資料編 6-1)
	4	愛媛県非常通信協議会構成員名簿	(資料編 6-2)
	5	市町の非常通信ルート	(資料編 6-3)
	6	アマチュア無線局用レピーター局設置場所	(資料編 6-7)
	7	海上保安部通信系統図	(資料編 6-8)
	8	警察有線電話通信系統図	(資料編 6-9)
	9	大規模災害時等の通信確保に関する協定	(資料編 6-10)
	10	大規模災害時等の被災地との通信確保に関する協定	(資料編 6-11)
	11	総務省の災害対策用移動通信機器の貸与制度	(資料編 6-12)

12	総務省の臨時災害放送局用機器の貸与制度	(資料編 6-13)
13	総務省の災害対策用移動電源車の貸与制度	(資料編 6-14)
14	愛媛県消防防災ヘリコプター運航管理要綱	(資料編 16-1)
15	愛媛県消防防災ヘリコプター運航管理諸規程体系図	(資料編 16-2)
16	愛媛県消防防災ヘリコプター運航管理フロー	(資料編 16-3)
17	緊急運航連絡系統図	(資料編 16-4)
18	愛媛県消防防災航空隊	(資料編 16-5)
19	愛媛県内飛行場外臨時離着陸場一覧表	(資料編 16-6)
20	愛媛県内臨時ヘリポート一覧表	(資料編 16-7)
21	愛媛県消防防災ヘリコプターの支援に関する協定	(資料編 16-8)
22	ヘリテレ映像の提供に関する協定	(資料編 5-18)

## 第15章 災害復旧・復興への備え

【防災危機管理課、スマート行政推進課、男女参画・県民協働課、循環型社会推進課、土木管理課、技術企画室、都市計画課】

### 2-15-1 平常時からの備え

県及び市町は、平常時から国、地方公共団体等関係機関間や、企業等との間で協定を締結し、訓練等を通じて発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保も留意しながら連携強化を進めることにより、災害時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努める。

民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ民間事業者との間で協定を締結しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。

県及び市町は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材について、地域内の備蓄量、公的機関・供給事業者等の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努める。なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大などに配慮するよう努める。

県及び市町は、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進する。

県及び市町は、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等とともに、担い手の確保・育成に取り組むよう努める。

県及び市町は、男女共同参画の視点からの災害対応について、防災担当部局と男女共同参画部局、男女共同参画センターの連携体制を構築するとともに、平常時及び災害時における役割を明確化しておくよう努める。

県や市町の防災会議、災害対策本部等への女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点からの取組に関する理解促進が得られるよう努めるとともに、国の「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」の周知徹底を図る。

県、市町及びライフライン事業者は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。また、県及び市町は退職者（自衛隊等の国の機関の退職者も含む。）の活用や、民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方策をあらかじめ整えるように努める。

国、県、市町及び防災関係機関は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるとともに、作成後は必要に応じて同計画の見直しを行うほか、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努める。

県は、発災時に安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、市町等と連携の上、あらかじめ一連の手続等について整理し、明確にしておくよう努める。

### 2-15-2 複合災害への備え

県及び市町等の防災関係機関は、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、防災計画等を見直し、備えを充実する。



県及び市町等の防災関係機関は、災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めておく。

県及び市町等の防災関係機関は、様々な複合災害を想定した図上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努める。

### 2-15-3 災害廃棄物の発生への対応

建築物の所有者等は、津波による危険の著しい区域については、災害廃棄物の発生を抑制するため、建築物の耐浪化等に努める。

県及び市町は、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立及び十分な大きさの仮置場・処分場の確保に努める。

また、県及び市町は、県内で一定程度の余裕を持った処理施設の能力を維持し、災害廃棄物処理機能の多重化や代替性の確保を図る。

さらに、建築物等への被害があり、有害物質の漏えい及び石綿の飛散が懸念される場合に備え、県、市町又は事業者は、有害物質の漏えい及び石綿の飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の体制の整備に努める。

県及び市町は、環境省の災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）や災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）、四国ブロック協議会等の取組に参画し、人材育成や受援体制の確立に努めるものとする。

### 2-15-4 各種データの整備保全

県及び市町は、復興の円滑化のため、あらかじめ次の事項について整備する。

- ・各種データの総合的な整備保全（戸籍、住民基本台帳、地籍、建築物、権利関係、施設、地下埋設物等情報及び測量図面、情報図面等データの整備保存並びにバックアップ体制の整備）

県及び市町は、各種情報システムについて、津波災害の発生時におけるシステム継続稼働を確保するため、災害に強いシステムを整備するとともに、データバックアップの実施を徹底するほか、重要データの複製を遠隔地に保管する措置の導入に努める。

公共土木施設管理者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。

### 2-15-5 地震保険の活用

地震保険は、地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした、政府が再保険を引き受ける保険制度であり、津波による被災者の生活再建にとっても有効な手段の一つであることから、県、市町はその制度の普及促進にも努める。

### 2-15-6 保険・共済の活用

保険・共済は、災害による被災者の生活安定に寄与することを目的とし、被災者の生活再建にとって有効な手段の一つであることから、県、市

町はその制度の普及促進にも努める。

### **2-15-7 復興事前準備の実施**

県及び市町は、被災後に早期かつ的確に市街地復興計画を策定できるよう、復興事前準備の取組を推進する。

### **2-15-8 復興対策の研究**

関係機関は、住民のコンセンサスの形成、経済効果のある復興施策、企業の自立復興支援方策、復興過程における住民の精神保健衛生、復興資金の負担のあり方等災害復興対策についての研究を行う。